

パキスタン
商標法
2001年商標法
2001年4月13日施行

目次

第I章 序

- 第1条 略称, 適用地域及び施行
- 第2条 定義
- 第3条 商品及びサービスが関連する場合等
- 第4条 商標の使用等への言及
- 第5条 商標の使用に関する裁定機関による決定
- 第6条 他の法律の適用が禁止されないこと

第II章 登録官, 商標登録局及び商標登録

- 第7条 登録官及びその他の職員の任命
- 第8条 事件を検討, 取下げ又は移転する登録官権限
- 第9条 商標登録局及びその支局
- 第10条 商標登録簿
- 第11条 登録簿の登録事項及び登録官によりなされた事柄の証拠
- 第12条 商品及びサービスの分類
- 第13条 商品及びサービスの分類のアルファベット順索引の公開
- 第14条 登録拒絶の絶対的理由
- 第15条 色彩に関する制限
- 第16条 化合物名称の使用禁止
- 第17条 登録拒絶の相対的理由
- 第18条 「先の商標」の意味
- 第19条 公正な同時使用の場合の相対的理由の提起
- 第20条 商標の部分登録及び連続商標の登録
- 第21条 権利の部分放棄を条件とする登録

第III章 登録の手續及び存続期間

- 第22条 登録出願
- 第23条 出願日
- 第24条 商標の共有
- 第25条 条約出願の意味及び優先権
- 第26条 博覧会における仮保護を付与する出願
- 第27条 出願の審査
- 第28条 公告, 異議申立手續及び意見
- 第29条 異議申立理由

- 第30条 異議申立書を提出した者以外の者の名義で異議申立を遂行することができる状況
- 第31条 出願の取下げ
- 第32条 分割出願の定義
- 第33条 登録
- 第34条 登録の存続期間及び更新
- 第35条 登録の更新
- 第36条 更新手数料の不納付による登録簿からの抹消の効果
- 第37条 登録商標の変更
- 第38条 登録商標の放棄

第IV章 登録及びその効果

- 第39条 登録により与えられる権利
- 第40条 登録商標の侵害
- 第41条 一定の制限に違反することによる商標の侵害
- 第42条 商標が侵害されない場合
- 第43条 有効性の一応の証拠となる登録
- 第44条 5年後に有効性に関して確定される登録
- 第45条 物品又は物質の名称又は表示として使用される語についての例外

第V章 侵害訴訟手続

- 第46条 侵害訴訟
- 第47条 違反標章の消去命令
- 第48条 侵害する商品、素材又は物品の引渡命令
- 第49条 「侵害する商品、素材又は物品」の意味
- 第50条 引渡の救済を受けることができない期間
- 第51条 侵害する商品、素材又は物品の処分に関する命令
- 第52条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

第VI章 侵害する商品、素材又は物品の輸入

- 第53条 禁制品として取り扱うことができる侵害する商品、素材又は物品
- 第54条 税関当局による介入の申立
- 第55条 税関当局への担保又は同等の保証の提供
- 第56条 侵害する商標を付した商品を差し押さえることができる関税徴収官
- 第57条 差押通知
- 第58条 商品の没収
- 第59条 商品の解放
- 第60条 侵害商品の輸入に対する侵害訴訟
- 第61条 差押商品に関する実施権者による侵害訴訟
- 第62条 没収商品の処分
- 第63条 商品の管理を維持する関税徴収官権限
- 第64条 不十分な担保

第65条 差押を理由として被った損失等について責任を負わない連邦政府

第66条 規則を制定する関税徴収官権限

第VII章 不正競争及び比較広告

第67条 不正競争の定義及びそれに関する規定

第68条 誤認させる広告及び比較広告

第VIII章 譲渡及び移転

第69条 登録商標の譲渡

第70条 登録商標に影響を及ぼす取引の登録

第71条 財産権の対象としての商標登録出願

第IX章 商標の使用及び実施権者

第72条 設立予定の会社による商標の使用予定

第73条 登録の取消

第74条 商標の所有者以外の者による商標の使用

第75条 登録商標のライセンス許諾

第76条 排他的ライセンスの定義

第77条 侵害の場合の実施権者の権利に関する一般規定

第78条 譲受人の権利及び救済を有する排他的実施権者

第79条 登録商標の放棄

第80条 登録無効の理由

第81条 黙認の効果

第82条 団体標章

第83条 証明標章

第84条 ドメイン名

第X章 パリ条約

第85条 「パリ条約」及び「条約国」の意味

第86条 周知商標の保護

第87条 条約国の記章

第88条 一定の国際機関の記章

第89条 パリ条約第6条の3に基づく通知

第90条 代理人又は代表者の行為

第91条 標章が適用される商品又はサービスの性質

第92条 商号

第XI章 織物についての特別規定

第93条 織物

第94条 織物の登録に対する制限

第95条 諮問委員会

第XII章 登録簿の更正及び訂正

第96条 登録簿の更正又は訂正

第97条 登録事項の新分類への適合

第XIII章 違反、罰則及び手続

第98条 取引表示の適用の意味

第99条 虚偽の取引表示の適用等に対する罰則

第100条 再犯以上の累犯に対する加重罰則

第101条 登録簿への虚偽登録に対する罰則

第102条 商標が登録されている旨の虚偽表示に対する罰則

第103条 政府の紋章及び国の記章の使用制限

第104条 会社による違反

第105条 違反に対する補償を裁定する権限

第106条 パキスタン国外における行為をパキスタンにおいて教唆した場合の処罰

第107条 事業所が商標登録局と関係がある旨の不当記載に対する罰則

第XIV章 雑則及び一般規定

第108条 様式の使用を請求する登録官権限

第109条 出願及び登録商標に関する情報

第110条 費用、費用に対する担保及び罰金

第111条 登録官に対する手続

第112条 争われた登録の有効性の証明書

第113条 登録簿に係る訴訟手続への登録官の出頭

第114条 登録官の決定に対する審判請求

第115条 連邦政府に対する手続

第116条 高等裁判所、地方裁判所又は登録官に対して申請する選択権がある一定の場合の手続

第117条 地方裁判所に提起すべき侵害訴訟

第118条 高等裁判所又は地方裁判所に対する手続における登録官の費用

第119条 商標の使用の立証責任

第120条 公務員である一定の者

第121条 公衆の閲覧に供する書類

第122条 本法に基づく手続の当事者の死亡

第123条 期間延長

第124条 登録簿等の提出を強制されない登録官及びその他の職員

第125条 商品に原産地表示をすべき旨を請求する権限

第126条 送達宛先

第127条 商標代理人

第128条 手数料

第129条 拘束を受ける連邦政府及び州政府

- 第130条 他の政府と相互協定を締結する権限
- 第131条 規則を制定する高等裁判所権限
- 第132条 規則を制定する連邦政府権限
- 第133条 経過規定
- 第134条 廃止及び例外

第I章 序

第1条 略称、適用地域及び施行

- (1) 本法は、2001年商標法と称することができる。
- (2) 本法は、パキスタンの全領域に適用する。
- (3) 本条及び第132条は、同時に施行する。本法の残りの規定は、本件について連邦政府が官報告示により指定する日に施行する。

第2条 定義

本法においては、主題又は文脈に相反する事項がない限り、下記のとおりとする。

- (i) 「広告」とは、商品又はサービスの供給を促進するために、取引、事業又は職業に関連する様式により表示をすることを意味する。
- (ii) 商標に関して「譲渡」とは、関係当事者の行為による書面による譲渡を意味する。
- (iii) 「許諾使用者」とは、商標の所有者の管理下で商品又はサービスに関して商標を使用することを許諾された者を意味し、実施権者を含む。
- (iv) 「証明標章」とは、第83条(1)において定義された証明標章を意味する。
- (v) 「団体標章」とは、第82条(1)において定義された団体標章を意味する。
- (vi) 「比較広告」とは、競合相手又は競合相手により提供される商品若しくはサービスを明示的又は黙示的に特定する広告を意味する。
- (vii) 「条約出願」とは、第25条(1)において定義された出願を意味する。
- (viii) 「条約国」とは、第85条(b)において定義された条約国を意味する。
- (ix) 「不正商標商品」とは、その商品について有効に登録されている商標と同一であるか又はその本質的側面において当該商標と区別できない商標を許諾なしに付した商品(包装を含む)であって、それにより本法に基づく商標の所有者の権利を侵害するものを意味する。
- (x) 「出願日」とは、次のことを意味する。
 - (a) 商標登録出願に関しては、第23条(1)に従って出願がされた日
 - (b) 商標登録の分割出願に関しては、第32条(1)の趣旨に該当する原出願がされた日
 - (c) 博覧会における仮保護の付与の申請に関しては、第26条(1)にいう日
 - (d) 条約出願に関しては、第25条(2)(a)にいう日
- (xi) 特定の商品又はサービスについての商標登録に関して「登録日」とは、それらの商品又はサービスについての商標登録が第33条(3)に基づいて効力を生じたものと解される日を意味する。
- (xii) 商標に関して「欺瞞的に類似する」とは、その商標と別の商標とが酷似しているため、欺瞞する又は混同を生じさせる虞があることを意味する。
- (xiii) 「希釈化」とは、周知商標の所有者若しくは他の当事者間の競争又は混同若しくは欺瞞の虞が存在するか否かに拘らず、商品又はサービスを特定及び区別する周知商標の能力が低下することを意味する。
- (xiv) 「地方裁判所」とは、1908年民事訴訟法(1908年第V号)により当該表現に与えられた意味を有する。
- (xv) 「分割出願」とは、第32条(1)において定義された分割出願を意味する。
- (xvi) 「ドメイン名」とは、第84条(1)において定義されたドメイン名を意味する。

(xvii) 「先の商標」とは、第18条(1)において定義された先の商標を意味する。

(xviii) 「虚偽の取引表示」とは、次のことを意味する。

(a) それが適用される商品又はサービスに関する重要な点において真正でないか又は誤認させる取引表示

(b) 追加によるか、削除によるか又はその他によるかを問わず、それが適用される商品又はサービスに関する取引表示の変更であって、その変更により表示が重要な点において真正でないか又は誤認させるもの

(c) 標章又は標章の配列若しくは結合であって、

(i) その商品が実際の販売者又は製造者以外の者の製造物又は販売物であると人に信じさせる虞がある方法により商品に適用されているもの

(ii) そのサービスが実際の提供者以外の者により提供されると人に信じさせる虞がある方法によりサービスに関して適用されているもの

(d) 人の虚偽の名称又は頭文字であって、当該名称又は頭文字が取引表示であるかのような方法により商品又はサービスに適用されているものが、次に該当するとき

(i) 商標又は商標の一部でないとき

(ii) 同種の商品若しくはサービス又はその両方に関連して事業を営んでいる者の名称又は頭文字と同一であるか又は欺瞞的に類似しており、かつ、その者が当該名称又は頭文字の使用を許諾していないとき

(iii) 架空の者又は当該商品若しくはサービスに関連して事業を公正に営んでいない者の名称又は頭文字であるとき。また、取引表示が商標又は商標の一部である事実は、かかる取引表示が本法の趣旨に該当する虚偽の取引表示であることを妨げない。又は

(e) 人の虚偽の名称、頭文字又は表示であって、前記人が商品又はサービスの性質又は用途適合性を証明又は保証することを示唆する方法により商品又はサービスに関して使用されているもの

(xix) 特定の国又はその国の地域若しくは地方を原産地とする商品に関して「地理的表示」とは、次のことを表示する標章としてその国において認められている標章を意味する。

(a) 商品が、当該国、地域又は地方を原産地とすること、及び

(b) 商品が、それらの地理的領域に起因する品質、名声又はその他の特徴を有すること

(xx) 「商品」とは、取引、商業又は製造の対象である何らかの物を意味する。

(xxi) 「公報」とは、登録官の権限に基づいて発行される商標公報を意味する。

(xxii) 「実施権者」とは、契約によって登録商標を使用する者を意味する。

(xxiii) 「制限」(その文法的変化を含む)とは、何人かの商標の所有者としての登録により付与された商標を使用する排他権の何らかの制限を意味し、使用の態様、パキスタン国内で販売若しくはその他の方法で取引される商品若しくはサービスに関する使用又はパキスタン国外の何れかの市場に輸出される商品若しくはサービスに関する使用に関する当該権利の制限を含む。

(xxiv) 「標章」とは、特に、図案、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称(個人名称を含む)、署名、語、文字、数字、図形要素、色彩、音又はそれらの結合を含む。

(xxv) 「誤認させる広告」とは、その提示方法を含め、何らかの形でその名あて人若しくは受取人を欺瞞するか若しくは欺瞞する虞があり、かつ、その欺瞞的性質を理由としてそれらの者の行動に影響を及ぼす虞があり、又はそれらの理由によって競争を害するか若しくは害

する虞がある何らかの広告を意味する。

(xxvi) 「名称」とは、略称を含む。

(xxvii) 「告示する」とは、公報に告示することを意味する。

(xxviii) 商標登録に関して「異議申立人」とは、第28条(2)に基づいて商標登録に対する異議申立をした者を意味する。

(xxix) 「包装」とは、特に、ケース、箱、容器、カバー、フォルダー、貯蔵器、器、小箱、びん、包紙、帯、フレーム、カプセル、キャップ、ふた、栓及びコルクを含む。

(xxx) 「パリ条約」とは、第85条(a)において定義されたパリ条約を意味する。

(xxxii) 商標に関して「許諾使用」とは、許諾使用者による商標の使用を意味する。

(xxxiii) 商標の所有者であると主張する者に関して「前権原者」とは、次の者を意味する。

(a) 商標が最初に述べた者に譲渡又は移転される前に1又は2以上の他人に譲渡又は移転されたときは、当該他人又はそれらの他人の何れか

(b) (a)に該当しないときは、最初に述べた者に商標を譲渡した者又は商標の移転元であった者

(xxxiiii) 「所定の」とは、高等裁判所に対する手続に関しては当該高等裁判所により制定された規則、その他の場合は本法に基づいて制定された規則により定められていることを意味する。

(xxxv) 登録商標に関して「所有者」とは、当該商標の所有者として現に登録簿に登録されている者を意味する。

(xxxvi) 商標に関して「先の権利の所有者」とは、商標の使用を妨げる権原を有する者を意味する。

(xxxvii) 「登録簿」とは、第10条(1)に基づいて維持管理される商標登録簿を意味する。

(xxxviii) 「登録官」とは、第7条に基づいて任命された商標登録官を意味する。

(xxxix) 「登録された」(その文法的変化を含む)とは、本法又は1940年商標法(1940年第V号)に基づいて登録されたことを意味する。

(xl) 「登録商標」とは、登録簿に実際に記載されている商標を意味する。

(xli) 「規則」とは、本法に基づいて制定された規則を意味する。

(xlii) 「附則」とは、本法の附則を意味する。

(xliii) 「差押商品」とは、第56条に基づいて差し押さえられた商品を意味する。

(xliv) 「サービス」とは、使用者又は潜在的使用者が利用可能な何らかの種類のサービスを意味し、何らかの工業的又は商業的性質の事業に関連するサービスの提供を含み、銀行、小売、通信(電気通信を含む)、教育、法律、融資、保険、チャットファンド、不動産、輸送、保管、材料処理、加工、商品(電気又はその他のエネルギーを含む)の供給、寄宿、下宿、演芸、娯楽、建築、修理、ニュース又は情報の伝達及び広告を含むがこれらに限定されない。

(xlv) 「類似の商品」とは、同種である商品を含む。

(xlvi) 「類似のサービス」とは、同種であるサービスを含む。

(xlvii) 「取引表示」とは、直接的又は間接的な説明、記述又はその他の表示であって、

(a) 商品の数、品質、寸法、規格又は重量

(b) 取引上普通に使用され、又は認められている分類による商品又はサービスの品質基準

(c) 医薬品又は食品である商品の用途適合性、強度、性能又は作用

(d) 商品又はサービスが場合により製造、生産又は提供された場所若しくは国又は時期

(e) 製造者若しくはサービス提供者又は商品製造若しくはサービス提供の注文者の名称及び住所又はその他の同一性の表示

(f) 商品を製造若しくは生産し、又はサービスを提供する態様

(g) 商品を構成する素材、又は

(h) 商品が既存の特許、特権又は著作権の主題であること

に関するものを意味し、次のものを含む。

(a) 商慣習により上記事項の何れかの表示であるものと通常解される標章の使用に関する表示

(b) 通関申告書又は積荷送り状に含まれる輸入商品に関する表示、及び

(c) 前記事項の全部又は一部と誤解される虞があるその他の表示

(xlvii) 「商標」とは、図形的に表示でき、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから区別できる何らかの標章を意味する。

(xlviii) 「商標登録局」とは、第9条に基づいて設立された商標登録局を意味する。

(xlix) 「商号」とは、何人かが自己の事業又は職業を示すために使用する名称を意味し、企業及び会社の名称を含む。

(l) 「移転」とは、法律の運用による承継、死亡者の人格代表者への承継及びその他の態様の移転であって、譲渡でないものを意味する。

(li) 「裁定機関」とは、関係手続が係属している登録官又は場合により高等裁判所若しくは地方裁判所を意味する。

(lii) 「不正競争」とは、第67条において定義された不正競争を意味する。

(liii) 「語」とは、略語を含む。

第3条 商品及びサービスが関連する場合等

(1) 本法の適用上、

(a) 商品及びサービスは、それらの商品が同一事業において販売若しくはその他の方法で取引される可能性があり、また、それらのサービスが同一事業により提供される可能性があるときは、相互に関連するものとし、かつ、商品の種類及びサービスの種類についても同様とする。

(b) 商標が商品(中古品を含む)、素材又は物体に使用されており、それが商品、素材又は物体に織り込まれ、刻印され、細工され、又は貼付若しくは添付されているときは、商標は、商品に使用されているものと解する。

(c) 次のときは、商標は、商品又はサービスに関して使用されているものと解する。

(i) 商標が商品を業として取引若しくは提供するか又は取引若しくは提供しようとする際のカバー、包装、書類、ラベル、帯、チケット、リール又は物体に使用されているとき

(ii) 商標が商品又はサービスについて言及し、説明し、又は指定していると人に信じさせる虞がある方法により使用されているとき

(iii) 商標が掲示板又は広告に使用されているとき、又は

(iv) 商標が送り状、一覧、商品目録、営業書簡、営業文書、価格表又はその他の商業書類に使用されているとき

(2) 商標の所有者が、商品又はサービスであって、

(a) 他人が業として取引又は提供し、かつ、

(b) それに関して商標が使用されているもの

に対して品質管理を行うときは、当該他人は、所有者の管理下で商品又はサービスに関して商標を使用するものと解する。

(3) 他人がそれに関して商標が使用されている商品又はサービスを業として取引又は提供し、かつ、商標の所有者が当該他人の関連する取引活動に対して財務管理を行うときは、当該他人は、所有者の管理下で商品又はサービスに関して商標を使用するものと解する。

第4条 商標の使用等への言及

本法においては、文脈上別段の必要がある場合を除き、

(a) 商標の使用への言及は、商品に関する及び商品への商標の使用への言及を含む。

(b) 商品に関する商標の使用への言及は、商品上の商標への言及を含み、また、その逆の場合も同様とする。

(c) 登録官への言及は、第7条(2)に従って登録官の職務を遂行するときは職員への言及を含むものと解釈する。

(d) 商標登録局への言及は、商標登録局の支局への言及を含むものと解釈する。

第5条 商標の使用に関する裁定機関による決定

(1) 何人かが商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない追加又は変更を施して商標を使用したことが立証される場合において、裁定機関は、事件の状況にかんがみて、適切と認めるときは、その者が当該商標を使用したものと決定することができる。

説明

疑義を払拭するために、商標が文字、語、名称、数字又は年次表現の結合からなるときは、本法の適用上、当該商標の使用とすることを明示する。

(2) パキスタンから輸出される商品又はサービスにパキスタンにおいて商標を適用すること及びパキスタンから輸出される商品又はサービスに関してパキスタンにおいてなされたその他の行為であって、パキスタン国内で販売又はその他の方法で取引される商品又はサービスに関してなされればパキスタン国内における商標の使用を構成するはずであるものは、本法又は現に有効な他の法律に基づいてかかる使用が重要である如何なる目的でも、それらの商品又はサービスに関する商標の使用を構成するものとみなす。

(3) 商標の使用者ととの間に何らかの形態の業としての関係が存在する商品又はサービスに関する登録商標の使用は、商標の使用者又はその事業の前任者との間に異なる形態の業としての関係が存在した又は存在する商品又はサービスに関して当該商標が使用された又は使用されていることのみを理由としては、欺瞞又は混同を生じさせる虞があるものとはみなさない。

第6条 他の法律の適用が禁止されないこと

本法の規定は、現に有効な他の法律に付加されるものであり、それから逸脱するものではない。

第II章 登録官、商標登録局及び商標登録

第7条 登録官及びその他の職員の任命

- (1) 連邦政府は、官報告示により、商標登録官と称する職員を任命することができる。
- (2) 連邦政府は、適切と認めるその他の職員を適切と認める職名を付して任命し、登録官の監督及び指示に基づいて、登録官が随時当該職員に遂行することを授権する本法に基づく登録官の職務を履行させることができる。

第8条 事件を検討、取下げ又は移転する登録官権限

登録官は、書面による命令により、次のことをすることができる。

- (a) 職員に係る職務、事項、事件若しくは決定を検討し、又は
 - (b) 職務、事項若しくは事件を職員若しくは部員から取り下げ、
- かつ、当該職務、事項若しくは事件を登録官自身で最初から若しくはそのように取り下げた段階から処理し、又はそれを如何なる段階でも別の職員若しくは部員に移転すること

第9条 商標登録局及びその支局

- (1) 本法の適用上、商標登録局を設立する。1940年商標法(1940年第V号)に基づいて設立された商標登録局は、本法の適用上の商標登録局とする。
- (2) 商標登録を円滑化する目的で、連邦政府が適切と認める場所において、商標登録局の支局を設立することができる。
- (3) 商標登録局には公印を備える。

第10条 商標登録簿

- (1) 本法の適用上、商標登録局に商標登録簿と称する記録を保管し、これにはすべての登録商標の明細を、所有者の名称、住所及び説明、譲渡及び移転の通知、実施権者の名称、住所及び説明、権利の部分放棄、条件、制限並びに登録商標に関する他所定の事項とともに登録する。ただし、信託の通知については、明示的か、黙示的か又は推定的かを問わず、登録簿に登録されず、かつ、当該通知は、登録官により受領されない。
- (2) 連邦政府の監督及び指示に従うことを条件として、登録簿は、登録官の管理下に置かれる。
- (3) 登録簿は、その全部又は一部をコンピューターを使用して保管することができ、登録簿を保管する目的でコンピューターを使用してなされた明細又はその他の事項の公正な記録は、本法の適用上、登録簿の登録事項を構成する。
- (4) 商標登録局の各支局に、登録簿の謄本及び登録官が公報告示により指示するその他の書類の謄本を保管する。
ただし、登録簿の全部又は一部がコンピューターを使用して保管され、かつ、コンピューター端末にアクセスし、それにより支局の者が画面情報を読み取り、又は登録簿若しくは登録簿の当該部分に登録された明細若しくはその他の事項の印刷謄本を取得することができるときは、本項に基づく当該支局に登録簿の謄本を保管すべき旨の要件を満たすものとする。
- (5) 登録簿は、所定の条件及び制限に従うことを条件として、すべての便宜な時間に公衆の閲覧に供する。

(6) 登録簿の全部又は一部がコンピューターを使用して保管される場合において、登録簿又は登録簿の当該部分の閲覧を希望する者が、コンピューター端末にアクセスでき、それによりその者が画面情報を読み取り、又は登録簿若しくは登録簿の当該部分に登録された明細若しくはその他の事項の印刷謄本を取得することができるときは、(5)の要件を満たすものとする。

第11条 登録簿の登録事項及び登録官によりなされた事柄の証拠

(1) 登録簿の何らかの登録事項の印刷、手書き又はコンピューター作成による謄本であって、登録官が証明し、かつ、商標登録局の公印を捺印したとされるものについては、パキスタン国内のすべての高等裁判所又は地方裁判所及びすべての訴訟手続において、追加の証拠又は原本の提出なしに、証拠として採用される。

(2) 登録官が本法又は規則によりすることを授権された何らかの登録、事項又は事柄に関して登録官の署名入りで交付されたとされる証明書は、なされた登録及びその内容又は履行された若しくは不履行の事項若しくは事柄についての一応の証拠とする。

第12条 商品及びサービスの分類

(1) 商標は、本法の規定に従って、次のものについて登録することができる。

- (a) 商品
- (b) サービス、又は
- (c) 商品及びサービスの両方

であって、商品及びサービスの国際分類に従う商品又はサービスの所定の分類に含まれるもの

(2) 商品又はサービスが該当する類に関して疑義が発生したときは、登録官がこれを決定し、当該事項についての登録官の決定は最終のものとする。

第13条 商品及びサービスの分類のアルファベット順索引の公開

(1) 登録官は、商品及びサービスの分類のアルファベット順索引を所定の方法により公開することができる。

(2) (1)に基づいて公開された商品及びサービスのアルファベット順索引に何らかの商品又はサービスが指定されていないときは、商品及びサービスの分類については、登録官が第12条(2)に従ってこれを決定する。

第14条 登録拒絶の絶対的理由

(1) 次のものは登録されない。すなわち、

- (a) 第2条(xlvii)の要件を満たさない標章
- (b) 識別性を欠く商標

(c) 商品若しくはサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を指定するために取引上用いられることがある標章又は表示のみからなる商標、及び

(d) 現行言語において又は公正、かつ、確立した商慣習において常用されるようになっている標章又は表示のみからなる商標

ただし、商標は、登録出願日前に、それが使用された結果として実際に識別性を獲得したか又は周知商標であるときは、(b)、(c)又は(d)によって登録を拒絶されない。

(2) 標章は、それが次のもののみからなるときは、商標として登録されない。

(a) 商品自体の性質に由来する形状

(b) 技術的結果を得るために必要な商品の形状、又は

(c) 商品に実質的な価値を付与する形状

(3) 中傷的図案又はその使用が次に該当する事項からなり、又はそれを含む商標及び商標の一部は、如何なる商品又はサービスについても、一切登録されない。

(a) それが欺瞞する又は混同その他を生じさせる虞があることを理由として、高等裁判所又は地方裁判所において保護を受ける権原を剥奪されること

(b) それ自体又はそれがそのように登録される予定の商品若しくはサービスに関して、何れかの階級のパキスタン国民の宗教的感情を害する虞があること、又は

(c) 現に有効な法律又は良俗に反すること

(4) 商標は、その出願が不正になされたときはその範囲においては、登録されない。

第15条 色彩に関する制限

(1) 商標は、その全部又は一部を1又は2以上の指定の色彩に制限することができる。また、商標の識別性を決定する必要がある裁定機関は、かかる制限を考慮しなければならない。

(2) 商標は、色彩の制限なしに登録される限りにおいて、すべての色彩について登録されたものとみなす。

第16条 化合物名称の使用禁止

(1) 混合物と区別される単一の化学元素若しくは単一の化合物の普通に使用され、かつ、認められている名称である語又は国際的一般名称として世界保健機関により宣言され、かつ、登録官が随時所定の方法により告示する語は、化学物質又は製剤について商標として一切登録されない。また、かかる登録は、第44条の如何なる規定にも拘らず、第98条の適用上、状況により、十分な理由なしに登録簿にされた登録又は登録簿に誤って残存している登録であるものとみなす。

(2) 本条は、他人が製造する元素又は化合物と区別される商標の所有者又は実施権者が製造する元素又は化合物のブランド又は製造元のみを示すために使用される語であって、公衆の使用に供されている適当な名称又は表示とともに使用されるものに対しては適用しない。

第17条 登録拒絶の相対的理由

(1) 商標は、それが先の商標と同一であり、かつ、当該商標の出願に係る商品又はサービスが先の商標の登録に係る商品又はサービスと同一であるときは、登録されない。

(2) 商標は、次のときは登録されない。

(a) 先の商標と同一であり、かつ、先の商標の登録に係る商品又はサービスと類似の商品又はサービスについて登録しようとする場合、又は

(b) 先の商標と類似しており、かつ、先の商標の登録に係る商品若しくはサービスと同一又は類似の商品若しくはサービスについて登録しようとする場合において、

先の商標を連想させる虞を含め、公衆が混同する虞があるとき

(3) 商標であって、

(a) 先の商標と同一又は類似であり、かつ、

(b) 先の商標の登録に係る商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについて登録しようとするものは、

先の商標がパキスタンにおいて名声を得ており、かつ、正当な理由なしに後の標章を使用することが先の商標の識別性若しくは名声を不正に利用し、又は害することになるとき又はその範囲においては、登録されない。

(4) 商標は、次のものによってパキスタンにおけるその使用が妨げられる虞があるとき又はその範囲においては、登録されない。

(a) 未登録商標又は業として使用されるその他の標章を保護する法律、特に、詐称通用に関する法律、又は

(b) (1)、(2)及び(3)又は本項(a)にいうもの以外の先の権利、特に、著作権、意匠権又は登録意匠に関する法律

(5) 本条の如何なる規定も、先の商標又はその他の先の権利の所有者が登録に同意するときは、商標登録を一切妨げるものではない。

(6) 異なる者により、それぞれ同一の商品又は同種の商品について同一であるか又は相互に酷似する商標の所有者としての登録を受けるために別個の出願がされた場合において、登録官は、適切と認めるときは、それらの者の権利が高等裁判所又は地方裁判所により決定されるまでは、何れの出願についても登録を拒絶することができる。

第18条 「先の商標」の意味

(1) 本法においては、「先の商標」とは、次のものを意味する。

(a) 登録商標又はパリ条約による商標であって、該当する場合は当該商標について主張された優先権を考慮して、当該商標の登録出願日より早い登録出願日を有するもの

(b) 第26条(1)に基づいて出願された商標、又は

(c) 商標であって、当該商標の登録出願日又は該当する場合は当該出願について主張された優先日に、パリ条約に基づいて周知商標として保護を受ける権原があったもの

(2) 本法における先の商標への言及は、登録出願がされており、かつ、登録されれば、そのように登録されていることを条件として、(1)(a)又は(b)によって先の商標となる商標を含む。

(3) (1)(a)又は(b)において、登録が満了する商標は、満了後1年の期間、後の標章の登録可能性を判断するに当たって引き続き考慮される。ただし、満了直前の2年間に当該商標の公正な使用がなかったことを登録官が納得する場合は、この限りでない。

第19条 公正な同時使用の場合の相対的理由の提起

(1) 商標登録出願について、

(a) 第17条(1)、(2)又は(3)に規定する条件に該当する先の商標、又は

(b) 第17条(4)に規定する条件を満たす先の権利

が存在することを登録官が認めるが、出願人が、登録を求める商標の公正な同時使用がなされていることを登録官の納得するように立証したときは、登録官は、当該先の商標又はその他の権利を理由として出願を拒絶してはならない。ただし、当該先の商標又はその他の先の権利の所有者による異議申立手続において、当該理由による異議が提起された場合は、この

限りでない。

(2) 本条の適用上、「公正な同時使用」とは、出願人による又はその同意を得たパキスタンにおける使用であって、以前は1940年商標法(1940年第V号)第10条(2)の適用上の公正な同時使用となったはずのものを意味する。

(3) 本条の如何なる規定も、次のことには一切影響を及ぼさない。

- (a) 第14条にいう理由による登録拒絶、又は
- (b) 第80条(2)に基づく無効の宣言の申請をすること

第20条 商標の部分登録及び連続商標の登録

(1) 商標の所有者がその一部を別個に排他的に使用する権原を有すると主張するときは、その者は、その全部及び一部を別個の商標として登録出願することができる。

(2) 当該別個の商標の各々は、独立の商標に適用されるすべての条件を満たさなければならず、かつ、独立の商標のすべての付帯条件を有するものとする。

(3) 同一の商品若しくはサービス又は同種の商品若しくは同種のサービスについての複数の商標であって、その重要な明細事項について相互に類似しているが、次の事項、すなわち、

- (a) 商標がそれぞれ使用され、又は使用される予定である商品若しくはサービスに関する記述若しくは表示
- (b) 数、価格、品質又は地名に関する記述又は表示
- (c) 商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない識別性のないその他の事項、又は
- (d) 色彩又は商標の一部

について異なる商標の所有者であると主張する者が、それらの商標の登録を求めるときは、それらは、連続商標として1件による登録を受けることができる。

第21条 権利の部分放棄を条件とする登録

商標が、

- (a) 所有者の名義で商標として別個に登録されていない部分
- (b) 別個の登録出願がされていない部分、又は
- (c) 取引上普通であるか又はその他識別性のない事項

を含むときは、裁定機関は、当該商標を登録簿に登録すべきか否か又は登録簿にとどめておくべきか否かを決定するに当たって、その登録簿への記載の条件として、所有者が、当該部分又は場合により当該事項の全部若しくは一部であって、その排他的使用について所有者が権原を有しないと裁定機関が認めるものを排他的に使用する権利を放棄すべき旨又は登録に基づく所有者の権利を明確にするために裁定機関が必要と認めるその他の権利の部分放棄をすべき旨を請求することができる。

ただし、如何なる権利の部分放棄も、権利の部分放棄がされた商標の登録に起因するものを除き、商標の所有者の権利には一切影響を及ぼさない。

第III章 登録の手續及び存続期間

第22条 登録出願

- (1) 商標登録出願は、登録官に対して所定の方法により書面でしなければならない。
- (2) 出願に含めることができる明細を限定することなく、出願には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 商標登録の請求
 - (b) 出願人の完全名称及び住所
 - (c) 商標登録を求める商品又はサービスの記述
 - (d) 商品又はサービスの国際分類
 - (e) 商標の表示、及び
 - (f) 出願人の代理としてその代理人が出願する場合は、代理人の完全名称、住所及び連絡先
- (3) 出願には、出願人により若しくはその同意を得て商品若しくはサービスに関して商標が使用されている旨又は出願人がそれを使用する誠実な意思を有する旨を記述しなければならない。
- (4) 登録官は、(2)及び(3)に基づいて必要とされるすべての明細が含まれていないときは、出願の受理を拒絶することができる。
- (5) 出願は、所定の出願手数料の納付を条件とする。

第23条 出願日

- (1) 商標登録出願の出願日は、第22条に規定する明細を含む書類が登録官に提出された日とする。
- (2) 本法における登録出願日への言及は、出願の提出日への言及であるものとする。

第24条 商標の共有

- (1) 商標について利害関係を有する2以上の者の間の関係が、それらの者の何人も、
 - (a) その両者又は全員の代理として、又は
 - (b) その全員が業として関係する商品若しくはサービス又はその両方に関して使用する場合を除き、当該商標を使用する権原を有さないようなものであるときは、それらの者は、第22条に基づいてその登録を共同で出願することができる。
- (2) 2以上の者の共同名義で商標が登録されたときは、それらの各人は、別段の合意に従うことを条件として、登録商標において均等かつ不可分の持分を取得する権原を有する。
- (3) (2)又はその他によって2以上の者が登録商標の共有者であるときは、次の規定を適用する。
- (4) 別段の合意に従うことを条件として、各共有者は、自己又はその代理人により、自己の利益のため、かつ、他の共有者の同意又は他の共有者への報告の必要なしに、共有者でなければ登録商標の侵害となるはずの何らかの行為をする権原を有する。
- (5) 1の共有者は、他の共有者の同意なしに次のことをすることはできない。
 - (i) 登録商標を使用するライセンスを許諾すること、又は
 - (ii) 登録商標の自己の持分を譲渡又は委託すること

(6) 何れの共有者も、侵害訴訟手続を提起することができるが、他の共有者又は他の共有者の各人が原告として参加するか又は被告として加えられない限り、高等裁判所又は地方裁判所の許可なしに訴訟を遂行することはできない。

(7) そのように被告として召喚された共有者は、訴訟手続に参加しない限り、訴訟における費用について責任を負わない。

(8) (6)及び(7)の如何なる規定も、単一の共有者の申請に基づく中間判決による救済措置の許与には一切影響を及ぼさない。

(9) 本条の如何なる規定も、受託者若しくは人格代表者間における相互の権利及び義務又はそのような者としての権利及び義務には一切影響を及ぼさない。

第25条 条約出願の意味及び優先権

(1) 「条約出願」とは、1又は2以上の条約国において何人かが適法に行った商標登録出願を意味する。

(2) 次のとき、すなわち、

(a) 何人かが適法に「条約出願」をし、かつ、

(b) 条約出願又は最初の条約出願がされた日から6月以内に、その者又はその者が前権原者である他人(以下「権原承継人」という)が、当該条約国において登録を求めた同一の商品若しくはサービス又はその両方の一部又は全部について、本法に基づいて同一商標の登録を登録官に対して所定の方法により出願したときは、

その者又はその者の権原承継人は、本法に基づく出願の提出時に又は本法に基づく出願の提出後、ただし出願が受理される前の所定の期間内に、当該商標の登録についての優先権を有することができる。

(3) (2)にいう所定の優先期間内に本法に基づく登録出願がされたときは、

(a) 何れの権利が優先するかを確定するための基準日は、最初の条約出願の出願日とし、かつ、

(b) 当該商標の登録可能性は、当該日から本法に基づく出願日までの間の期間中のパキスタンにおける商標の使用による影響を受けない。

(4) 条約国において、その国内法又は国際協定に基づいて正規の国内出願に相当する出願は、優先権を生じさせるものとして取り扱う。

説明

本項の適用上、「正規の国内出願」とは、出願のその後の結果の如何を問わず、当該国において出願がされた日を確定するのに十分である出願を意味する。

(5) 最初の条約出願と同一の主題に関して同一の条約国においてされた後続の出願は、後続の出願の時点で次に該当するときは、最初の条約出願とみなし、その出願日を優先権期間の開始日とする。

(a) 先の出願が、公衆の閲覧に供されることなく、また、如何なる権利も存続させることなく、取り下げられ、放棄され、又は拒絶されており、かつ、

(b) 先の出願が、いまだ優先権主張の基礎として用いられていない。

(6) (5)にいう先の出願は、その後優先権主張の基礎として用いることができない。

- (7) 条約出願を基礎として優先権を主張する方法は、所定のものとする。
- (8) 条約出願の結果として発生する優先権は、当該出願とともに又は独立に、譲渡又はその他の方法で移転することができる。
- (9) (2)における出願人の「権原承継人」への言及は、この趣旨に従って解釈するものとする。

第26条 博覧会における仮保護を付与する出願

- (1) 商標登録の出願人であって、公式の若しくは公式に認定された博覧会で商標を付した商品を展示し、又は商標を用いてサービスを提供しており、かつ、商標を付した商品又は商標を用いて提供されるサービスが博覧会において最初に展示された日から6月以内に当該商標の登録を出願する者は、その者の請求により、当該日に当該商標の登録を出願したものとみなす。
- (2) 商標を付した商品又は商標を用いて提供されるサービスの展示の証拠は、博覧会の管轄当局が発行した証明書であって、博覧会に展示された商品又はサービスに関連して当該商標が最初に使用された日を記述するものにより提出しなければならない。
- (3) 本条の規定は、同一商標について出願人にその他の優先権を与えるものではない。
- (4) 博覧会における商品又はサービスについての仮保護の付与は、所定の条件に従う。

第27条 出願の審査

- (1) 登録官は、商標登録出願が本法に基づく所定の要件を満たしているか否かについて、実行可能な限り速やかに審査しなければならない。
 - (2) (1)の適用上、登録官は、自己が必要と認める範囲において、先の商標の調査を実施しなければならない。
 - (3) 登録要件を満たしていないと登録官が認めるときは、登録官は、出願人に通知し、かつ、登録官が指定する期間内に、出願人に対して陳述又は出願の補正をする機会を与えなければならない。
 - (4) 出願人がそれらの要件を満たしていることを登録官に納得させなかったとき、それらの要件を満たすように出願を補正しなかったとき又は指定の期間の終了前に応答しなかったときは、登録官は、出願の受理を拒絶しなければならない。
 - (5) 登録要件を満たしていると登録官が認めるときは、登録官は、無条件に又は登録官が適切と認める条件若しくは制限(ある場合)に従うことを条件として、出願を受理しなければならない。
 - (6) 拒絶又は条件付受理の場合は、登録官は、自己の決定の理由及び当該決定に到達するに当たって自己が使用した資料について書面で陳述しなければならない。
 - (7) 事件のすべての状況においてそのようにすることを適正かつ合理的と裁定機関が認めるときは、受理の前か後かを問わずいつでも、出願における若しくはそれに関連する何らかの誤記を訂正することができ、又は裁定機関が適切と認める条件で、出願人が自己の出願を補正することを許可することができる。
- ただし、出願の補正又は訂正については、商標の同一性に実質的な影響を及ぼすとき又は出願の対象である商品若しくはサービスを拡大するときは、一切許可されない。
- さらに、出願が公告された後に当該出願の補正又は訂正が許可されたときは、当該補正又は訂正もまた公告しなければならない。

第28条 公告、異議申立手続及び意見

(1) 無条件であるか又は条件若しくは制限を付すかを問わず、商標登録出願が受理されたときは、登録官は、受理後できる限り速やかに、受理された出願をその受理に際して付された条件及び制限(ある場合)とともに、公報に公告させなければならない。また、すべての法的目的で、公報における商標の公告は、商標の受理の十分な通知を構成する。

ただし、登録官は、特別な状況を理由としてそのようにすることを便宜と認めるときは、出願を受理前に公告させることができる。また、出願が受理前に公告された場合において、登録官が適切と認めるときは、登録官は、出願が受理されたときに出願を再公告することができるが、そのようにする義務はない。

さらに、上記のただし書きに基づいて特別な状況を理由として出願が公告される場合は、登録官は、そのようにするに至った特別な状況を同時に告示しなければならない。

(2) 何人も、登録出願の公告若しくは再公告の日から2月以内又は登録官に対して所定の方法により申請があり、かつ、所定の手数料の納付があったときは、登録官が許可する通算2月以下の付加期間内に、登録官に登録に対する異議を申し立てることができる。

(3) (2)に基づく申立は、所定の方法により書面をもって行い、かつ、異議申立理由の陳述を含めなければならない。

(4) 登録官は、当該申立書の写しを出願人に所定の方法により送達しなければならない。また、出願人が当該異議申立書の写しを受領してから1月以内又は登録官に対して所定の方法により申請があり、かつ、所定の手数料の納付があったときは、登録官が許可する通算2月以下の付加期間内に、出願人は、依拠する出願理由の意見書を登録官に所定の方法により送付しなければならない。送付しないときは、出願人は、その出願を放棄したものとみなす。

(5) 出願人が(4)にいう意見書を送付したときは、登録官は、当該意見書の写しを異議申立人に所定の方法により送達しなければならない。異議申立人が必要と認めるときは、異議申立人は、当該意見書の写しを受領してから1月以内又は登録官に対して所定の方法により申請があり、かつ、所定の手数料の納付があったときは、登録官が許可する通算2月以下の付加期間内に、弁駁書を登録官に所定の方法により送付することができる。

(6) 異議申立人が弁駁書を送付したときは、登録官は、当該弁駁書の写しを出願人に所定の方法により送付しなければならない。

(7) 異議申立人及び出願人が依拠する証拠については、所定の方法により、かつ、所定の期間内に、これを登録官に提出しなければならない。登録官は、聴聞の希望があればそれらの者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(8) 登録官は、手続が中断又は却下されない限り、異議申立人及び出願人に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、登録を許可すべきか否か及び如何なる条件又は制限(ある場合)を付すべきかを決定しなければならない。

(9) 事件のすべての状況においてそのようにすることを適正かつ合理的と登録官が認める場合は、登録官は、所定の方法により請求があったときは、登録官が公正と認める条件で、異議申立書、意見書又は弁駁書における何らかの誤記の訂正又はその何らかの補正を許可することができる。

第29条 異議申立理由

(1) 商標登録には、商標を図形的に表示できないという理由を除き、本法に基づいて商標登録出願を拒絶できる理由の何れかによって異議を申し立てることができる。

(2) 商標登録には、出願に指定した商品、サービス又はその両方に関して、出願人に次の意思がないことを理由として異議を申し立てることができる。

- (a) パキスタンにおいて商標を使用し、又はその使用を許諾すること、又は
- (b) パキスタンにおける法人による使用のために、商標を法人に譲渡すること

(3) 商標登録には、次の何れかの理由によって異議を申し立てることができる。

- (a) 出願人が商標の所有者でないこと
- (b) 出願又は出願を支持して提出された書類が本法の規定に反して補正されたこと
- (c) 登録官が、重要な明細事項について虚偽である証拠又は陳述に基づいて登録出願を受理したこと、又は
- (d) 特別な状況下における出願の受理前の広告に十分な理由がないこと

(4) 特定の商品又はサービスについての商標登録には、次の理由によって異議を申し立てることができる。

- (a) 周知商標又はそれらの商品若しくはサービスについての当該商標の登録の優先日前に、パキスタンにおいて名声を獲得していた商標と実質的に同一であるか又は欺瞞的に類似しており、かつ、
- (b) 当該他の商標の名声により、当該商標の使用が希釈化を生じさせることになるか又は欺瞞する若しくは混同を生じさせる虞があること

(5) 特定の商品についての商標登録には、商標が次の場所を原産地とする商品の地理的表示である標章を含むか又はそれからなることを理由として異議を申し立てることができる。

- (a) 関連商品の原産地である国以外の国又は国の地域若しくは地方、又は
- (b) 関連商品の原産地である国の地域又は地方であって、関連商品の原産地である地域又は地方以外のもの

(6) 第17条(2)(b)の規定は、先の商標出願が異議申立を受けているときは、停止されるものとする。

第30条 異議申立書を提出した者以外の者の名義で異議申立を遂行することができる状況

(a) 何人かが異議を申し立てた後に、異議を申し立てる間にその者が依拠する権利又は利害が他人に付与された場合において、

- (b) 当該他人が、
 - (i) 当該権利又は利害が自己に付与されている旨を登録官に所定の方法により通知し、かつ、
 - (ii) 異議申立を取り下げないときは、

当該異議申立は、当該他人の名義で異議が申し立てられたものとして遂行することができる。

第31条 出願の取下げ

(1) 出願人はいつでも、自己の出願を取り下げ、又は出願の対象である商品若しくはサービスを限定することができる。

(2) 出願が公告されたときは、(1)に基づく取下げ又は限定もまた公告しなければならない。

第32条 分割出願の定義

(1) 分割出願とは、一定の商品、サービス又はその両方について第22条に基づく商標登録出願を既にした者による他の出願であって、本条に従って次の登録を求めてされるものを意味する。

(a) それらの商品、サービス又はその両方の一部若しくは全部についての当該商標の一部のみの登録、又は

(b) 第22条に基づく出願に基づいて登録を求める商品、サービス又はその両方の一部のみについての当該商標の登録

(2) 商標又は商標の一部の登録を求める分割出願は、第22条に基づく商標登録出願が係属しているときに限りすることができる。

(3) 分割出願は、第22条に基づく出願として遂行する。

ただし、分割出願は、第22条に基づく出願がされた日に出願されたものと解する。

第33条 登録

(1) 出願が受理された場合において、

(a) 第28条(2)にいう期間内に異議が申し立てられなかったとき、又は

(b) すべての異議申立手続が取り下げられ、又は出願人に有利に決定されたときは、登録官は、所定の期間内に商標を登録しなければならない。ただし、出願の受理以降に登録官が知るに至った事項にかんがみて、当該出願が誤って受理されたと登録官が認める場合は、この限りでない。

(2) 商標は、所定の期間内に登録に係る所定の手数料の納付がない限り、登録されない。所定の期間内に当該手数料の納付がないときは、出願は、取り下げられたものとみなす。

(3) 商標は、登録されるときは、登録出願の出願日をその日付として登録し、かつ、本法の適用上、当該日を登録日であるものとみなす。

(4) 商標が登録されたときは、登録官は、当該登録を所定の方法により公告し、かつ、出願人に対して商標登録局の公印を捺印した所定の様式による登録証を交付しなければならない。

(5) 商標登録が、出願人の懈怠を理由として出願日から12月以内に完了しなかったときは、登録官は、出願人に所定の方法により通知した後に、その件について当該通知に指定する期間内に登録が完了しない限り、当該出願を放棄したのものとして取り扱うことができる。

第34条 登録の存続期間及び更新

(1) 商標は、登録日から10年の期間登録される。

(2) 登録は、第35条に基づいて更に10年の期間更新することができる。

第35条 登録の更新

(1) 商標登録は、所有者の請求により、所定の更新手数料の納付を条件として、更新することができる。

(2) 登録官は、登録の満了前に、満了日及び登録を更新することができる所定の方法を登録商標の所有者に通知しなければならない。

(3) 更新請求については、登録の満了前に、所定の更新手数料とともに、これをしなければ

ならない。これを怠ったときは、6月以上の所定の付加期間内に当該請求をし、更新手数料を納付することができる。この場合は、当該期間内に追加の更新手数料を納付しなければならない。

(4) 更新は、先の登録の満了から効力を生じる。

(5) 初回更新時を除き、登録官は、更新請求にパキスタンにおける商標の使用の証拠を添付すべき旨を請求することができる。

(6) 本条の規定に従って登録が更新されないときは、登録官は、登録簿から当該商標を抹消しなければならない。ただし、登録官は、所定の条件(ある場合)に従うことを条件として、登録簿から抹消された商標の登録を回復することができる。

(7) 商標登録の更新又は回復については、公報に公告する。

第36条 更新手数料の不納付による登録簿からの抹消の効果

本法に基づいて、商標が更新手数料の不納付により登録簿から抹消されたときでも、別の商標登録出願の目的では、抹消の日から1年間は、登録簿に既に記載されている商標であるものとみなす。ただし、次の何れかのことを裁定機関が納得する場合は、この限りでない。

(a) 商標の抹消直前の2年間に、抹消された商標の公正な使用がなかったこと、又は

(b) 抹消された商標の従前の使用を理由として、登録出願の主題である商標の使用により、欺瞞又は混同が生じる虞がないこと

第37条 登録商標の変更

(1) (2)に従うことを条件として、登録商標は、登録期間中又は更新時に、登録簿において変更してはならない。

(2) 商標が所有者の名称又は住所を含む場合において、変更が当該名称又は住所の変更に限定され、かつ、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさないときは、登録官は、所有者の請求により、登録商標の変更を許可することができる。

(3) (2)に基づく変更がされたときは、登録官は、当該変更及びそれにより影響を受けると主張する者による異議申立を所定の方法により公告しなければならない。

第38条 登録商標の放棄

(1) 登録商標は、その登録に係る商品又はサービスの一部若しくは全部について、所有者がこれを放棄することができる。

(2) 連邦政府は、官報に公告される規則により、次の事項に関して規定することができる。

(a) 放棄の方法及び効果、及び

(b) 登録商標に対する権利を有する他の者の利益を保護すること

第IV章 登録及びその効果

第39条 登録により与えられる権利

- (1) 登録商標は、動産である。
- (2) 登録商標の所有者は、商標に対する排他権を有し、これは、所有者の同意なしにパキスタンにおいて当該商標を使用することによって侵害される。
- (3) 現に有効な他の法律に基づく救済措置を受ける登録商標の所有者の権利を害することなく、商標が侵害されたときは、所有者はまた、本法に基づく救済措置を受ける権利も有する。
- (4) 本法における登録商標の侵害への言及は、かかる所有者の権利の侵害への言及とする。
- (5) 所有者の権利は、登録日から効力を生じる。ただし、商標が実際に登録される日前には、如何なる侵害訴訟手続も一切開始されてはならない。
- (6) 本法に基づく商標登録により与えられる権利は、1940年商標法(1940年第V号)に基づいて登録された商標にも及ぶ。

第40条 登録商標の侵害

- (1) 何人も、登録商標と同一の標章を、その登録に係る商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関して業として使用するときは、登録商標を侵害する。
- (2) 何人も、標章を業として使用する場合において、次のときは、登録商標を侵害する。
 - (a) 標章が当該商標と同一であり、かつ、当該商標の登録に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して使用されていること、又は
 - (b) 標章が当該商標と欺瞞的に類似しており、かつ、当該商標の登録に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して使用されていることを理由として、当該商標を連想させる虞を含め、公衆が混同する虞があるとき
- (3) 何人も、登録商標と同一であるか又は欺瞞的に類似する標章を、次のものに関して業として使用するときは、登録商標を侵害する。
 - (a) 当該商標の登録に係る商品と同種の商品
 - (b) 当該商標の登録に係る商品に密接に関連するサービス
 - (c) 当該商標の登録に係るサービスと同種のサービス、又は
 - (d) 当該商標の登録に係るサービスに密接に関連する商品
- (4) 何人も、標章を業として使用する場合において、次のときは、登録商標を侵害する。
 - (a) 標章が当該商標と同一であるか又は欺瞞的に類似しており、かつ、
 - (b) 標章が当該商標の登録に係る商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関して使用され、当該商標が周知商標であるか又はパキスタンにおいて名声を得ており、かつ、正当な理由なしに当該標章を使用することが当該商標の識別性若しくは名声を不正に利用し、又は害するとき
- (5) 何人も、登録商標を自己の商号又は商号の一部として使用するときは、登録商標を侵害する。
- (6) 何人も、登録商標を自己のドメイン名若しくはドメイン名の一部として使用するとき又は登録商標の所有者の同意なしに、かかるドメイン名を他人(登録商標の所有者を含む)に販売する目的でかかるドメイン名を取得するときは、登録商標を侵害する。

(7) 商品のラベル付け又は包装のために使用される予定の素材に登録商標を適用する者は、当該商標の適用時に、当該商標の適用が所有者又は実施権者により適法に許諾されていないことを知り、又はそのことを信じる理由があったときは、登録商標を侵害する素材を使用する者として取り扱う。

(8) すべての法的手続において、登録商標を侵害する標章を付した商品を販売し、商品を販売のために提供若しくは陳列し、商品を市場に出し、又は販売のため又は取引若しくは製造の目的で所持している者は、登録商標を侵害する者として取り扱う。ただし、その者が次のことを立証した場合は、この限りでない。

- (a) すべての合理的な予防措置をとっており、その者が当該標章が真正なものであることを疑う理由がなかったこと、及び
- (b) 裁定機関の請求により、その者が自己の権限で当該商品の取得元に関するすべての情報を提供したこと、又は
- (c) その他、その者が善意で行為したこと

第41条 一定の制限に違反することによる商標の侵害

第42条の規定に従うことを条件として、登録商標の所有者又はその権限を有する実施権者が、商品に、商標の登録に係る「登録商品」という語を表示させているか又はそれらの包装若しくはそれらが公衆に提供される際の容器に、次の何れかの行為、すなわち、

- (a) 登録商品が当初公衆に提供された際の状態、条件、外装又は包装が変更された後に、登録商品に商標を適用するか又は登録商品と物理的に関係して商標を使用すること
- (b) 登録商品に適用されている商標及び登録商品と物理的に関係して使用されている商標の表示を変更し、又は部分的に取り除くか若しくは抹消すること
- (c) 所有者又は実施権者が登録商品を取り扱っていることを表示する他の事項とともに、商標が登録商品に適用されているか又は登録商品と物理的に関係して使用されているときは、当該他の事項を除去又は抹消すること
- (d) 登録商品に別の商標を適用するか又は登録商品と物理的に関係して別の商標を使用すること、又は
- (e) 商標が登録商品に適用されているか又は登録商品と物理的に関係して使用されているときは、当該商標の名声を害する虞がある事項を商品又は商品の包装若しくは容器に使用すること

を禁止する警告を表示させている場合は、前記の何れかの禁止行為をする者又はそれをする者を何人かに授権する者は、当該商標の侵害について責任を負う。

ただし、商品の所有者が、善意で、かつ、禁止警告を知らずに商品を取得したとき又はそのように商品を取得した者に由来する権原によって商品の所有者となったときは、商標は侵害されない。

第42条 商標が侵害されない場合

(1) 何人も、次のときは、登録商標を侵害しない。

- (a) その者が次のものを善意で使用するとき
 - (i) 自己の名称又は自己の事業所の名称(かかる使用が混同の虞をもたらさず、又はその他の方法で既存の商標若しくは他の財産権を妨害しない限り)、又は

- (ii) 自己の事業の前任者の名称又は前任者の事業所の名称
 - (b) その者が次の事項を表示するために標章を善意で使用するとき
 - (i) 商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地又はその他の特徴、又は
 - (ii) 商品の生産時期又はサービスの提供時期
 - (c) その者が商品(特に、付属品若しくは予備部品としての)又はサービスの用途を表示するために商標を善意で使用するとき、又は
 - (d) その者が比較広告の目的で商標を使用するとき
- (2) 第39条に基づく登録により与えられる商標の使用権が、登録簿に登録された条件又は制限に従うことを条件とするときは、当該権利は、かかる制限にかんがみて当該登録の効力が及ばない、何らかの態様により、何れかの場所において販売若しくはその他の方法で取引される商品若しくは提供されるサービスに関して、何れかの市場に輸出される商品若しくはサービスに関して又は他の何らかの状況において、前記の商標を使用することによって侵害されるものとはみなさない。
- (3) 商標登録が権利の部分放棄を条件とするときは、何人も、商標の権利放棄部分を使用することによって当該商標を侵害しない。

第43条 有効性の一応の証拠となる登録

本法又は1940年商標法(1940年第V号)に基づいて登録された商標に関するすべての法的手続において、何人かが商標の所有者として登録された事実は、商標の原登録並びにすべてのその後の譲渡及び移転の有効性についての一応の証拠とする。

第44条 5年後に有効性に関して確定される登録

登録商標に関するすべての法的手続において、商標の原登録は、その原登録日から5年の満了後に、当該登録が詐欺により取得された場合を除き又は当該商標が第14条(3)の規定に違反している場合を除き、すべての点において有効であるものと解する。

第45条 物品又は物質の名称又は表示として使用される語についての例外

(1) 商標登録は、当該商標に含まれる語であって、物品、物質又はサービスの名称又は表示を構成する語の登録日後の使用のみを理由としては、無効となったものとはみなさない。

ただし、

(a) その取引をする者による当該物品、物質又はサービスの名称又は表示としての前記語の著名かつ確立された使用であって、商標の所有者若しくは実施権者に業として関係する商品若しくはサービス又は証明商標の場合は所有者が証明する商品若しくはサービスに関するものでない使用がなされていること、又は

(b) 当該物品又は物質が本法施行時に有効な又はその後に付与された特許に基づいて製造されたこと、当該特許の失効後2年以上の期間が経過したこと及び前記語が当該物品若しくは物質の唯一の実用的な名称又は表示であること

が立証されたときは、(2)の規定を適用する。

(2) (1)ただし書き(a)又は(b)という事実が、何らかの語に関して立証された場合において、

(a) 第96条に基づく手続の目的では、商標が当該語のみからなるときは、商標登録は、当該物品若しくは物質若しくは同種の商品又は場合により当該サービス若しくは同種のサービ

スについての登録に関する限りにおいて、登録簿に誤って残存している登録であるものとみなし、又は

(b) 商標に関する他の法的手続の目的では、

(i) 商標が当該語のみからなるときは、本法又は現に有効な他の法律に基づく所有者の商標を使用するすべての権利、又は

(ii) 商標が当該語及びその他の事項を含むときは、所有者の当該語を使用するすべての権利は、

当該物品若しくは物質若しくは同種の商品又は場合により当該サービス若しくは同種のサービスに関しては、(1)ただし書き(a)にいう使用が最初に著名かつ確立されたものとなった日又は前記ただし書き(b)にいう2年の期間の満了時に消滅したものとみなす。

第V章 侵害訴訟手続

第46条 侵害訴訟

(1) 本法に別段の規定がある場合を除き、登録商標の侵害については、商標の所有者が訴訟を提起することができる。

(2) 侵害訴訟において、商標の所有者は、他の財産権の侵害について受けることができる損害賠償、差止命令、計算又はその他としての救済措置をすべて受けることができるものとする。

(3) 本法の如何なる規定も、商品を他人の商品として若しくはサービスを他人により提供されるサービスとして詐称通用する者に対して訴訟を提起する権利又はそれに係る救済に影響を及ぼすものとみなしてはならない。

第47条 違反標章の消去命令

(1) 何人かが登録商標を侵害したことが判明したときは、高等裁判所は、その者に対して次のことを請求する命令を発することができる。

(a) 自己が所持、保管又は管理している侵害する商品、素材又は物品から違反商標を消去、除去又は抹消させること、又は

(b) 違反商標を消去、除去又は抹消することが合理的に実行可能でないときは、侵害する商品、素材又は物品を確実に廃棄すること

(2) (1)に基づく命令に従わないか又は当該命令に従わない虞があると高等裁判所若しくは地方裁判所が認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所は、侵害する商品、素材又は物品を、標章の消去、除去若しくは抹消のため又は場合により廃棄のために、高等裁判所又は地方裁判所が指示する者に引き渡すべき旨を命令することができる。

第48条 侵害する商品、素材又は物品の引渡命令

(1) 登録商標の所有者は、高等裁判所又は地方裁判所に対して、何人かが業として所持、保管又は管理している侵害する商品、素材又は物品を、所有者に又は高等裁判所若しくは地方裁判所が指示するその他の者に引き渡す命令を申請することができる。

(2) 申請は、第50条に規定する期間の満了後にはすることができず、高等裁判所若しくは地方裁判所もまた第51条に基づく命令を発しない限り、又は第51条に基づく命令を発する理由があると高等裁判所若しくは地方裁判所が認めない限り、如何なる命令も一切発することができない。

(3) 本条に基づく命令に従って侵害する商品、素材又は物品の引渡を受けた者は、第51条に基づく命令が発せられていないときは、同条に基づく命令が発せられるまで又は命令を発すべきでない旨の決定まで、それらを保持しなければならない。

(4) 本条の如何なる規定も、高等裁判所又は地方裁判所のその他の権限には一切影響を及ぼさない。

第49条 「侵害する商品、素材又は物品」の意味

(1) (2)に従うことを条件として、商品又はそれらの包装が、その標章と同一であるか又は欺瞞的に類似する標章を付したものであり、かつ、次のときは、当該商品は、登録商標に関し

て「侵害する商品」とする。

- (a) 商品又はそれらの包装への当該標章の適用が登録商標の侵害であったとき
- (b) 商品がパキスタンに輸入される予定であり、かつ、パキスタンにおいて当該商品又はそれらの包装に当該標章を適用することが登録商標の侵害となるはずであるとき、又は
- (c) 当該標章がその他の方法で登録商標を侵害するように商品に関して使用されているとき

(2) (1)の如何なる規定も、パキスタンに合法的に輸入することができる商品の輸入に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(3) 素材が、その標章と同一であるか又は欺瞞的に類似する標章を付したものであり、かつ、次の何れかのときは、当該素材は、登録商標に関して「侵害する素材」とする。

- (a) 登録商標を侵害するように、商品のラベル付け若しくは包装のために、営業文書として又は商品若しくはサービスの広告のために使用されているとき、又は
- (b) そのように使用される予定であり、かつ、かかる使用が登録商標を侵害することになるとき

(4) 登録商標に関して「侵害する物品」とは、次の物品を意味する。

- (a) 当該標章と同一又は類似の標章を複製するために特に設計又は適合された物品、及び
- (b) 何人かが、侵害する商品又は素材を生産するために物品が使用された又は使用されることを知り、又はそのことを信じる理由がありながら、所持、保管又は管理している物品

第50条 引渡の救済を受けることができない期間

(1) 第48条に基づく命令の申請は、次の日から3年の満了後にはすることができない。

- (a) 侵害する商品の場合、当該商品又はそれらの包装に商標が適用された日
- (b) 侵害する素材の場合、当該素材に商標が適用された日、又は
- (c) 侵害する物品の場合、それらが製造された日

ただし、(2)に規定する場合を除く。

(2) (1)に規定する期間の全部又は一部において、登録商標の所有者が、

- (a) 行為無能力者であるとき、又は
- (b) 命令を申請する権原をその者に与える事実の発見を詐欺又は秘匿により妨げられているときは、

その者が行為無能力者でなくなった日又は場合により相当の努力をしてそれらの事実を発見することができた日から3年の満了前にいつでも、申請をすることができる。

説明

本項においては、「行為無能力者」とは、1908年期限法(1908年第IX号)におけるのと同じの意味を有する。

第51条 侵害する商品、素材又は物品の処分に関する命令

(1) 侵害する商品、素材又は物品が第48条に基づく命令に従って引き渡されたときは、高等裁判所又は地方裁判所に対して、次のことを求める申請をすることができる。

- (a) それらを廃棄するか又は高等裁判所又は地方裁判所が適切と認める者が没収すべき旨の命令、又は

- (b) 当該命令を発すべきでない旨の決定
- (2) 如何なる命令(ある場合)を発すべきかを検討するに当たって、高等裁判所又は地方裁判所は、登録商標の侵害訴訟において受けることができる他の救済が、所有者及び実施権者に補償し、かつ、それらの者の利益を保護するのに十分であるか否かを検討しなければならない。
- (3) 商品、素材又は物品について利害関係を有する者が2以上いるときは、高等裁判所又は地方裁判所は、公正と認める命令を発しなければならない。
- (4) 高等裁判所又は地方裁判所が、本条に基づく命令を発すべきでない旨を決定したときは、引渡前に商品、素材又は物品を所持、保管又は管理していた者は、それらの返還を受ける権原を有する。

第52条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

- (1) 何人かが、他人が
 - (a) 登録商標、又は
 - (b) 登録されているとその者が主張する商標を侵害したことを理由として当該他人に対して訴訟を提起すると脅迫するときは、当該脅迫による被害者は、当該脅迫者に対して救済措置を求める訴訟手続を提起することができる。
- (2) 救済措置は、次の何れかとして申請することができる。すなわち、
 - (a) 当該脅迫が不当である旨の宣言
 - (b) 当該脅迫の継続に対する差止命令、又は
 - (c) 当該脅迫によりその者が被った損失についての損害賠償
- (3) 被告が、訴訟手続の脅迫に係る行為は、関係登録商標の侵害を構成し、又はその行為が実行されれば侵害を構成するはずであることを示さない限り、原告は、(2)に規定する救済措置を受ける権原を有する。
- (4) (3)に規定することを被告が示した場合において、原告が、商標登録が関連する点において無効であるか又は取り消されるべきであることを示したときは、原告は、(2)に規定する救済措置を受ける権原を有する。
- (5) 商標が登録されている旨又は登録出願がされた旨の単なる通知は、本条の適用上の訴訟手続の脅迫を構成しない。
- (6) 本条の規定は、弁護士又は代理人に、その者の職業上の資格で依頼人の代理としてなされた行為に関する訴訟について責任を負わせるものではない。

第VI章 侵害する商品，素材又は物品の輸入

第53条 禁制品として取り扱うことができる侵害する商品，素材又は物品

(1) 登録商標の所有者は，次のことを関税徴収官に書面で申し立てることができる。

- (a) 自己が登録商標の所有者であること
- (b) 当該通知に指定する時及び場所において，当該登録商標に関して侵害する商品，素材若しくは物品であるか又は商品の出所若しくは商品の製造者の同一性に関する虚偽の表示を付した商品がパキスタン国外からパキスタンに到着する予定であること及びそれらが1969年関税法(1969年第IV号)に基づいて税関当局の管理対象であること，及び
- (c) 当該商品を禁制品として取り扱うべき旨を関税徴収官に対して請求すること

第54条 税関当局による介入の申立

第53条に基づいて関税徴収官への申立をするときは，商品の通関手続の不当な停止から生じる損失又は損害を関係税関当局に賠償し，かつ，商品の輸入者，荷受人又は所有者に補償する旨の，申立書を送付する者による誓約書を添付しなければならない。

第55条 税関当局への担保又は同等の保証の提供

関税徴収官は，申立人に対して，商品の輸入者，荷受人又は所有者を保護するのに十分な担保又は同等の保証を提供すべき旨を請求することができるが，かかる担保又は同等の保証は，これらの手続の利用を不当に妨げるようなものであってはならない。

第56条 侵害する商標を付した商品を差し押さえることができる関税徴収官

第53条を適用する商品が，

- (a) 登録商標と同一であるか又は欺瞞的に類似すると関税徴収官が認める商標を付したものであり，かつ，
 - (b) 当該商標の登録に係る商品であるときは，
- 関税徴収官は，当該商標が当該商品の輸入により侵害されると信じる合理的な理由がないことを納得する場合を除き，当該商品を差し押さえなければならない。また，差押商品は，関税徴収官が指示する安全な場所に保管しなければならない。

第57条 差押通知

関税徴収官は，実行可能な限り速やかに，次のことをしなければならない。

- (a) 直接に又は緊急郵便により，商品の輸入者，荷受人又は所有者に対して，商品を特定し，かつ，それらが第56条に基づいて差し押さえられた旨を記述する書面による差押通知書を差し出すこと，及び
- (b) 申立人に対して，次のような書面による通知書を差し出すこと
 - (i) 商品を特定し，かつ，それらが第56条に基づいて差し押さえられた旨を記述し，
 - (ii) 商品の輸入者，荷受人又は所有者の完全名称及び住所並びに関税徴収官が有し，かつ，申立人が商品の輸入者又は所有者を特定するのに役立つ可能性があるとは合理的な理由によって信じる何らかの情報を提供し，かつ，
 - (iii) 申立人が当該事項について裁判管轄権を有する地方裁判所に対して商品についての

登録商標の侵害訴訟を提起し、かつ、申立人がその通知を受けた後10就業日の期間内又は関税徴収官が第60条(1)に基づいて期間を延長するときは、当該延長期間内に、当該訴訟を関税徴収官に書面で通知しない限り、商品が商品の輸入者、荷受人又は所有者に解放される旨を記述するもの

第58条 商品の没収

差押商品の輸入者、荷受人又は所有者が、申立人が商品についての商標の侵害訴訟を開始する前にいつでも、関税徴収官への書面による通知により当該商品を関税徴収官が没収することに同意したときは、当該商品は、関税徴収官によりそのように没収される。

第59条 商品の解放

(1) 関税徴収官は、指定の期間内に、申立人が次のことをしなかったときは、差押商品を指定の輸入者、荷受人又は所有者に解放しなければならない。

- (a) 当該商品についての登録商標の侵害訴訟を提起すること、及び
- (b) 当該訴訟を関税徴収官に書面で通知すること

(2) 関税徴収官はまた、次のときは、差押商品を指定の輸入者、荷受人又は所有者に解放しなければならない。

- (a) 所定の期間の終了前に、申立人が関税徴収官への書面による通知により当該商品の解放に同意し、かつ、
- (b) その時点で
 - (i) 申立人が当該商品についての登録商標の侵害訴訟を提起していないか、又は
 - (ii) 申立人が提起した訴訟が取り下げられているとき

(3) 関税徴収官は、次のときは、指定の期間の終了前に、差押商品を指定の輸入者、荷受人又は所有者に解放することができる。

- (a) 商品の差押後に関税徴収官が知るに至った情報にかんがみて、登録商標が当該商品の輸入により侵害されたと信じる合理的な理由がないことを関税徴収官が納得し、かつ、
- (b) 申立人が当該商品についての登録商標の侵害訴訟をそれまでに提起していないか又は当該訴訟を関税徴収官に通知していないとき

第60条 侵害商品の輸入に対する侵害訴訟

(1) 申立人は、差押商品についての登録商標の侵害訴訟を提起することができ、かつ、(b)の規定に従うことを条件として、第57条に基づく当該商品についての申立人に対する通知に指定する10就業日以内又は次のときは関税徴収官がそのように延長した当該期間内に、関税徴収官に通知することができる。

- (i) 申立人が、指定の期間の満了前に、指定の期間の延長を関税徴収官に対して書面で申請し、かつ、
- (ii) 関税徴収官が、事件の状況においてそのようにすることを適正かつ合理的と納得し、指定の期間を10日を超えない就業日数延長したとき

(2) 訴訟を審理する地方裁判所は、

- (a) 何人かの申請があったときは、その者が当該事件の被告として参加することを許可することができる、かつ、

(b) 関税徴収官又はその適法に授権された職員が出頭し、聴聞を受けることを許可しなければならない。

(3) (4)に従うことを条件として、本条の規定とは別に地方裁判所が許与することができる救済措置に加えて、裁判所は、次のことをすることができる。

(a) 公正と認めるときはいつでも、裁判所が課すことを適切と認める条件に従うことを条件として、差押商品を指定の所有者に解放すべき旨を命令すること、又は

(b) 差押商品を没収すべき旨を命令すること

(4) 地方裁判所は、次のことを助長する虞がある命令を発してはならない。

(a) 不正商標商品を再輸出すること

(b) 許諾なしに不正商標商品に貼付された商標を抹消すること、及び

(c) 当該商品を現地で販売すること

(5) 地方裁判所が、登録商標が当該商品の輸入により侵害されなかった旨を決定し、かつ、当該商品の指定の輸入者、荷受人又は所有者が、当該商品が差し押さえられたことを理由として損失又は損害を被ったことを裁判所に納得させたときは、裁判所は、申立人に対して、訴訟が提起された日以後に開始する期間に起因する損失又は損害の部分に対する裁判所が決定する額の補償を被告に支払うべき旨を命令することができる。

(6) 訴訟が提起された日から3週後に、いつでも当該商品の解放を妨げる地方裁判所の命令が有効でないときは、関税徴収官は、当該商品を指定の輸入者、荷受人又は所有者に解放しなければならない。

(7) 地方裁判所が当該商品を解放すべき旨を命令したときは、関税徴収官は、第63条に従うことを条件として、当該命令に従わなければならない。

第61条 差押商品に関する実施権者による侵害訴訟

登録商標の排他的実施権者が差押商品に関する申立人であるときは、当該実施権者は、所有者が訴訟を提起する意思を有するか否かを最初に確認することなく、所要の期間内に当該商品についての登録商標の侵害訴訟を開始することができる。

第62条 没収商品の処分

(1) (2)に従うことを条件として、本章の規定に基づいて没収された商品については、当該商品が1969年関税法(1969年第IV号)に基づいて没収されたのと同様に、関税徴収官がこれを処分しなければならない。

(2) 関税徴収官は、次のことを助長する虞がある方法により商品を処分してはならない。

(a) 不正商標商品を再輸出すること

(b) 許諾なしに不正商標商品に貼付された商標を抹消すること、及び

(c) 当該商品を現地で販売すること

第63条 商品の管理を維持する関税徴収官権限

本章の如何なる規定にも拘らず、関税徴収官は、

(a) 当該商品を解放し、又は処分してはならず、又は

(b) 当該商品に関して、第60条に基づく地方裁判所の命令を執行するための措置をとってはならない。

また、関税徴収官は、現に有効な法律に基づいて商品がその管理の維持を必要とし、かつ、自己がそれを認められることを請求するためには、地方裁判所に対して申請しなければならない。

第64条 不十分な担保

登録商標について第53条又は第61条に基づく申立をした申立人により第55条に基づいて提供された担保が、当該申立を理由として本章に基づいて関税徴収官がとった措置の結果として、連邦政府が負担した経費を支払うのに十分でないときは、当該経費と担保額との差額は、

- (a) 申立人が連邦政府に支払うべき債務とし、かつ、
- (b) 連邦政府が1969年関税法(1969年第IV号)第202条に基づいて回収するものとする。

第65条 差押を理由として被った損失等について責任を負わない連邦政府

連邦政府は、次の理由によって何人かが被った如何なる損失、損害又は遅延についても責任を負わない。

- (c) 関税徴収官が本章に基づいて商品を差し押さえ、又は差し押さえなかったこと、又は
- (d) 差押商品の解放

第66条 規則を制定する関税徴収官権限

関税徴収官は、申立をすべき様式を定め、かつ、申立をする者に対して、所有権に関する証拠を提出すべき旨及びその他規定の条件(管理費を賄うための手数料の納付を含む)を遵守すべき旨を請求する規則を制定することができる。

第VII章 不正競争及び比較広告

第67条 不正競争の定義及びそれに関する規定

(1) 「不正競争」とは、工業上又は商業上の公正な取引慣行に反する競争行為を意味する。前記の一般性を害することなく、かかる行為は、次のことを含むことができる。

- (a) 如何なる方法によるかを問わず、競合相手の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるすべての行為
- (b) 競合相手の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動の信用を害する性質を有する業としての虚偽の主張
- (c) 業としてのその使用が商品又はサービスの性質、製造方法、特徴、構成要素、品質又は用途適合性に関して公衆を誤認させる虞がある表示又は主張
- (d) 公正な工業上又は商業上の慣行に反する方法により、情報を合法的に管理する者の同意なしに他人が当該情報を開示し、取得し、又は使用する結果となる工業上又は商業上の行為又は慣行。ただし、当該情報が商品の販売若しくは製造又はサービスの提供に関するものであり、かつ、次に該当する場合に限る。
 - (i) 一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立として、当該種類の情報を通常取り扱う集団に属する者に一般に知られておらず、又は容易に入手されないという意味において秘密であること
 - (ii) 秘密であることを理由として商業的価値を有すること、及び
 - (iii) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するために、状況に基づく合理的な措置がとられていること
- (e) 業として虚偽の又は欺瞞的な陳述をすること
- (f) 誤認させる広告、又は
- (g) 不正に商標登録又は商標登録出願をすること

説明

(d)の適用上、「公正な工業上又は商業上の慣行に反する方法」とは、少なくとも、契約違反、守秘義務違反及び違反の教唆等の行為を意味し、開示されていない情報の取得であって、その取得に当該当事者が関与することを知っていたか又は知らないことについて重大な過失があった第三者によるものを含む。

(2) 不正競争行為は違法とする。

(3) 不正競争に対する訴訟は、管轄権を有する地方裁判所に提起することができる。

第68条 誤認させる広告及び比較広告

(1) 比較広告は、比較に関する限りにおいて、次の条件に従うことを条件として合法とする。すなわち、

- (a) 第2条(xxiv)及び(2)に従って誤認させるものでないこと
- (b) 同一の要求を満たすか又は同一の目的を意図した商品又はサービスを比較していること
- (c) それらの商品及びサービスの重要であり、関連があり、検証可能であり、かつ、代表的

な1又は2以上の特徴(価格を含む)を客観的に比較していること

(d) 市場において、広告主と競合相手との間又は広告主の商標、商号、その他の識別標章、商品若しくはサービスと競合相手のそれらとの間の混同を生じさせないこと

(e) 競合相手の商標、商号、その他の識別標章、商品、サービス、活動又は状況の信用を害するものでなく、又はその名誉を傷つけるものでないこと

(f) 原産地名称を付した製品については、各場合において、同一の名称を付した製品に関すること

(g) 競合相手の商標、商号若しくはその他の識別標章又は競合製品の原産地名称の名声を不正に利用しないこと、及び

(h) 商品又はサービスを、保護されている商標又は商号を付した商品又はサービスの模倣又は複製として提示しないこと

(2) 広告が誤認させるものであるか否かを判断するに当たって、裁定機関は、そのすべての特徴、特に、広告が含む次の事項に関する情報を考慮しなければならない。

(a) 商品又はサービスの特徴、例えばその入手可能性、性質、出来栄え、構成、製造若しくは提供の方法及び日付、用途適合性、用途、仕様、原産地若しくは商業上の出所、その使用から期待される結果又は商品若しくはサービスに対して実施された試験若しくは検査の結果及び重要な特徴

(b) 価格又は価格の計算方法及び商品の供給条件又はサービスの提供条件、及び

(c) 広告主の性質、特性及び権利、例えばその身元及び資産、その資格及び工業、商業若しくは知的所有権の所有又はその受賞及び卓越性

(3) 誤認させる広告の禁止又は比較広告の規制について正当な利益を有する者は、当該広告に対する法的措置を裁定機関に提起することができる。

(4) (3)に基づく裁定機関に対するすべての告訴について、裁定機関は、次のことを命令する前に、関係するすべての利益、特に公共の利益を考慮しなければならない。

(a) 広告主による訂正声明の公表

(b) 誤認させる広告又は許可されていない比較広告の中止、又は

(c) 誤認させる広告又は許可されていない比較広告がまだ掲載されていないが掲載が差し迫っているときは、当該掲載の禁止

(5) 本条は、自主規制機関による誤認させる広告又は比較広告の自主的管理を排除するものではなく、また、当該機関に対する手続が(3)にいう審判手続に加えてなされる場合に、それらの者による当該機関の利用を排除するものではない。

第VIII章 譲渡及び移転

第69条 登録商標の譲渡

- (1) 登録商標は、他の人的財産又は動産と同様に、譲渡、遺言による処分又は法律の運用により移転することができる。
- (2) 登録商標はまた、事業の営業権とともに又は独立に、移転することができる。
- (3) 登録商標の譲渡又はその他の移転は、部分的に行うことができ、すなわち、次のものに関して適用するように限定することができる。
 - (a) 商標の登録に係る商品又はサービスの全部ではなく一部、又は
 - (b) 特定の方法による又は特定の地方における商標の使用
- (4) 登録商標の譲渡又は登録商標に関する同意は、譲渡人若しくは場合により人格代表者により又はその代理として署名された書面によるものでない限り、効力を有さない。
- (5) (4)の規定は、他の譲渡に関してと同様に担保としての譲渡に対しても適用する。
- (6) 登録商標の譲渡又はその他の移転は、他の人的財産又は動産と同様に、担保権の対象とする。
- (7) 本法の如何なる規定も、事業の営業権の一部としての未登録商標の譲渡又はその他の移転に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第70条 登録商標に影響を及ぼす取引の登録

- (1) 登録官に対して
 - (a) 登録可能な取引によって登録商標に対する又は登録商標に基づく権益を取得する権原を有すると主張する者、又は
 - (b) 当該取引により影響を受けると主張するその他の者から申請があったときは、当該取引の所定の明細が登録簿に登録される。
- (2) 次のものは、登録可能な取引とする。すなわち、
 - (a) 登録商標又はそれに対する何らかの権利の譲渡
 - (b) 登録商標に基づくライセンスの許諾
 - (c) 登録商標又はそれに対する若しくはそれに基づく何らかの権利に関する約定担保権(固定か又は浮動かを問わない)の付与、
 - (d) 登録商標又はそれに対する若しくはそれに基づく何らかの権利に関する人格代表者による同意、及び
 - (e) 登録商標又はそれに対する若しくはそれに基づく何らかの権利を移転する高等裁判所、地方裁判所又はその他の管轄当局の命令
- (3) 登録可能な取引の所定の明細の登録申請がされるまでは、
 - (a) 当該取引は、それを知らずに登録商標に対する又は登録商標に基づく相反する権益を取得した者に対しては、効力を有さない。
 - (b) 当該取引によって実施権者であると主張する者は、第69条、第77条又は第79条の保護を受けない。
- (4) 次の事項に関する規定を規則により定めることができる。
 - (a) ライセンス条件の変更を反映するようにライセンスに関する登録済みの明細を訂正すること、及び

(b) 次の場合に登録簿から当該明細を抹消すること

(i) 登録済みの明細から、ライセンスが一定の期間許諾され、かつ、当該期間が満了したと認められる場合、又は

(ii) かかる期間の表示がなく、かつ、所定の期間後に、登録官が登録簿から当該明細を抹消する意思を当事者に通知した場合

(5) 担保の利益を享受する権原を有する者の申請により又はその者の同意を得て担保権に関する明細を登録簿から訂正又は抹消することに関する規定もまた、規則により定めることができる。

第71条 財産権の対象としての商標登録出願

(1) 第39条(1)、第24条(2)から(7)まで、第69条及び第70条の規定は、必要な変更を施して、登録商標に関してと同様に商標登録出願に関しても適用する。

(2) 第70条において、それを商標登録出願に影響を及ぼす取引に関して適用する場合、登録簿への明細の登録及び明細の登録申請への言及は、それらの明細を登録官に通知することへの言及と解釈する。

第IX章 商標の使用及び実施権者

第72条 設立予定の会社による商標の使用予定

(1) 次のことを登録官が納得するときは、出願人が商標を使用せず、又は使用する予定がないと認められることのみを理由としては、商品又はサービスについての商標登録出願は拒絶されず、かつ、当該登録の許可は保留されない。

(a) 会社が1984年会社法(1984年第XLVII号)又はその修正に基づいて設立及び登記されようとしており、かつ、出願人が、当該会社がそれらの商品又はサービスに関して商標を使用するために、商標を当該会社に譲渡する意思を有すること、又は

(b) 出願人が、許諾使用として商標を使用させる意思を有すること

(2) 第73条の規定は、同条(1)(a)における自己が商標を使用する登録出願人の意思への言及を、関係する会社又は許諾使用者が商標を使用する登録出願人の意思への言及と読み替えるものとして、本項に基づいて登録された商標に関して効力を有する。

(3) 裁定機関は、(1)(a)が適用されるときは、異議申立又は審判請求に関する手続の費用に対する担保の提供を出願人に対して請求することができ、当該担保を適法に提供しない場合は、当該出願を放棄したものとして取り扱うことができる。

(4) (1)(a)が適用される場合において、商品又はサービスについての商標が、商標を会社に譲渡する意思に依拠する出願人の名義で登録されたときは、所定の期間内又は登録官に対して所定の方法により申請があったときは登録官が許可する6月以下の付加期間内に、当該会社がそれらの商品又はサービスについての商標の所有者として登録されない限り、当該登録は、当該期間の満了時にそれについて効力を失い、登録官は、登録簿をそれに応じて訂正しなければならない。

第73条 登録の取消

(1) 商標登録は、次の何れかの理由によって取り消すことができる。すなわち、

(a) 登録手続の完了日後5年の期間内に、商標が、パキスタンにおいて、所有者又はその許諾使用者により、その登録に係る商品又はサービスに関して公正に使用されておらず、かつ、その不使用の適正な理由がないこと

(b) 公正な使用が連続して5年の期間停止されており、かつ、その不使用の適正な理由がないこと

(c) 所有者の作為又は不作為の結果として、商標が、その登録に係る製品又はサービスの取引上の普通名称となったこと、及び

(d) 商標が所有者により又はその同意を得てその登録に係る商品又はサービスに関して使用された結果として、特にそれらの商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞があること

(2) (1)の適用上、商標の使用は、登録された形態による商標の識別性を変化させない要素において異なる形態による使用を含む。

(3) (1)(a)又は(b)にいう使用が、5年の期間の満了後かつ取消申請がされる前に開始又は再開されたときは、商標登録は、同号に規定する理由によって取り消されない。

ただし、5年の期間の満了後で取消申請がされる3月前にすぎない当該使用の開始又は再開は、所有者が当該申請がされることを知る前に開始又は再開の準備が始められた場合に限り考慮

される。

(4) 取消申請は、利害関係人が、次の場合を除き、登録官に対してすることができる。

(a) 当該商標に関する手続が高等裁判所又は地方裁判所に係属しているときは、申請は、高等裁判所又は場合により地方裁判所に対してしなければならない。

(b) 登録官に対して申請がされたときは、登録官は、手続の如何なる段階でも当該申請を高等裁判所又は地方裁判所に付託することができる。

(5) 商標の登録に係る商品又はサービスの一部のみについて取消理由が存在するときは、取消は、それらの商品又はサービスのみに係るものとする。

(6) 商標登録が何らかの範囲において取り消されたときは、所有者の権利は、次の何れの日から、その範囲において消滅したものとみなす。

(a) 取消申請の日、又は

(b) 取消理由がより早い日に存在したことを登録官、高等裁判所又は地方裁判所が納得するときは、その日

(7) 商標登録が、不誠実に登録を受けたことを理由として取り消され、又は無効を宣言されたときは、出願人は、取消又は無効の何れの場合でもその日から2年間は、同一又は類似の商標の登録を出願することを禁止される。

第74条 商標の所有者以外の者による商標の使用

(1) 商標の許諾使用は、本法又は現に有効な他の法律に基づいてかかる使用が重要である如何なる目的でも、商標の所有者による商標の使用であるものとみなし、かつ、所有者以外の者による商標の使用でないものとみなす。

(2) 裁定機関は、商標の使用の利益が受け渡される者に関して判断するに当たって、次の者を除き、他の何人にも当該利益を受け渡してはならない。

(a) 商標が登録されているときは、当該商標の所有者、又は

(b) 商標がパリ条約に基づいて周知商標として保護を受けることができるときは、当該商標の所有者

第75条 登録商標のライセンス許諾

(1) 登録商標を使用するライセンスは、包括的又は限定的とすることができる。

(2) 限定的ライセンスは、特に、次のものに関して適用することができる。

(a) 商標の登録に係る商品又はサービスの全部ではなく一部、又は

(b) 特定の方法による又は特定の地方における商標の使用

(3) ライセンスは、許諾者により又はその代理として署名された書面によるものでない限り、効力を有さない。

(4) ライセンスに別段の規定がない限り、ライセンスは、許諾者の利益の権原承継人を拘束する。

(5) ライセンスがその旨を規定するときは、実施権者は、サブライセンスを許諾することができる。また、本法におけるライセンス又は実施権者への言及は、サブライセンス又は再実施権者を含む。

第76条 排他的ライセンスの定義

(1) 本法においては、「排他的ライセンス」とは、包括的か又は限定的かを問わず、実施権者に対して、他のすべての者(ライセンスの許諾者を含む)を除外して、ライセンスにより許諾される方法により登録商標を使用することを許諾するライセンスを意味し、「排他的実施権者」という表現は、この趣旨に従って解釈するものとする。

(2) 排他的実施権者は、ライセンスにより拘束される権原承継人に対し、ライセンスの許諾者に対して自己が有するのと同じの権利を有する。

第77条 侵害の場合の実施権者の権利に関する一般規定

(1) 第61条に規定する場合を除き、実施権者は、自己のライセンス又は自己の権益が由来するライセンスに別段の規定がない限り、登録商標の所有者に対して、自己の権益に影響を及ぼす事項について侵害訴訟手続をとるよう請求する権原を有する。

ただし、所有者が、

(a) そのようにすることを拒絶したとき、又は

(b) 請求された後2月以内にそのようにしなかったときは、

実施権者は、自己が所有者であるものとして自己の名義で訴訟手続を提起することができる。

(2) 本条に基づいて実施権者が侵害訴訟手続を提起したときは、実施権者は、所有者が原告として参加するか又は被告として加えられない限り、高等裁判所又は地方裁判所の許可なしに訴訟を遂行することはできない。

ただし、本規定は、実施権者単独の申請に基づく中間判決による救済措置の許与に影響を及ぼすものではない。

(3) (2)に規定する被告として加えられた所有者は、訴訟手続に参加しない限り、訴訟における費用について責任を負わない。

(4) 登録商標の所有者が提起した侵害訴訟手続においては、実施権者が被り、又は被る虞がある損失を考慮しなければならない。また、高等裁判所又は地方裁判所は、原告が実施権者のために金銭的救済の受取金を確保すべき範囲に関して、適切と認める指示を発することができる。

(5) 本条の規定は、排他的実施権者が、第78条(1)に基づいて、登録商標の所有者であるものとして譲受人の権利及び救済を有するとき又はその範囲において、排他的実施権者についても適用する。

第78条 譲受人の権利及び救済を有する排他的実施権者

(1) 排他的ライセンスは、実施権者が、ライセンスが規定する範囲において、ライセンスの許諾後に起こる事項について、ライセンスが譲渡であるのと同じの権利及び救済を有する旨を規定することができる。かかる規定がされたとき又はその範囲において、実施権者は、ライセンスの規定及び本条の次の規定に従うことを条件として、所有者以外の者に対して自己の名義で侵害訴訟手続を提起する権原を有する。

(2) 排他的実施権者の当該権利及び救済は、登録商標の所有者の権利及び救済と併存する。また、本法における侵害に関する登録商標の所有者への言及は、この趣旨に従って解釈するものとする。

(3) 本条によって排他的実施権者が提起した訴訟において、被告は、登録商標の所有者が訴

訟を提起した場合にその者が利用可能である筈の如何なる抗弁も利用することができる。

(4) 所有者又は排他的実施権者が提起した登録商標の侵害訴訟手続が、それらの者が併存的訴権を有する侵害に全部又は一部関連するときは、所有者又は場合により排他的実施権者は、他方の者が原告として参加するか又は被告として加えられない限り、高等裁判所又は地方裁判所の許可なしに訴訟を遂行することはできない。

ただし、本規定は、所有者又は排他的実施権者単独の申請に基づく中間判決による救済措置の許与に影響を及ぼすものではない。

(5) (4)にいう被告として加えられた者は、訴訟手続に参加しない限り、訴訟における費用について責任を負わない。

(6) 所有者及び排他的実施権者が併存的訴権を有するか又は有していた侵害に全部又は一部関連する登録商標の侵害訴訟が提起された場合において、

(a) 高等裁判所又は地方裁判所は、損害賠償を査定するに当たって、次の事項を考慮しなければならない。

(i) ライセンス条件、及び

(ii) 当該侵害についてそれらの者の何れかが既に裁定されたか又は受けることができる金銭的救済

(b) 損害賠償の裁定がされ、又は利得の計算が指示されたときは、当該侵害についてそれらの者の他方に有利な利得の計算は一切指示されない。

(c) 高等裁判所又は地方裁判所は、利得の計算が指示されるときは、それらの者の間の合意に従うことを条件として、公正と認めるようにそれらの者の間で利得を配分しなければならない。

(7) (6)の規定は、所有者及び排他的実施権者の双方が訴訟の当事者であるか否かを問わず、適用する。高等裁判所又は地方裁判所は、手続の当事者が他方の者のために金銭的救済の受取金を確保すべき範囲に関して、適切と認める指示を発することができる。

(8) 登録商標の所有者は、第48条に基づく命令を申請する前に、併存的訴権を有する排他的実施権者に通知しなければならない。また、高等裁判所又は地方裁判所は、実施権者の申請があったときは、ライセンスにかんがみて、適切と認める同条に基づく命令を発することができる。

(9) (4)から(8)までの規定は、排他的実施権者と所有者との間の別段の合意に従うことを条件として、効力を有する。

第79条 登録商標の放棄

(1) 登録商標は、その登録に係る商品又はサービスの一部又は全部について、所有者がこれを放棄することができる。

(2) 次の事項に関する規定を規則により定めることができる。

(a) 放棄の方法及び効果、及び

(b) 登録商標に対する権利を有する他の者の利益を保護すること

第80条 登録無効の理由

(1) 商標登録は、第14条又はその規定の何れかに違反して商標が登録されたことを理由として無効を宣言することができる。

(2) 第14条(1)(b), (c)又は(d)に違反して商標が登録された場合において、商標が使用された結果として、登録後にその登録に係る商品又はサービスに関して識別性を獲得したときは、無効を宣言されない。

(3) 商標登録は、次のものが存在することを理由として無効を宣言することができる。

(a) 第17条(1), (2)又は(3)に規定する条件に該当する先の商標、又は

(b) 第17条(4)に規定する条件を満たす先の権利

ただし、当該先の商標又はその他の先の権利の所有者が登録に同意した場合は、この限りでない。

(4) 無効の宣言の申請は、利害関係人が、次の場合を除き、登録官又は高等裁判所若しくは地方裁判所の何れかに対してすることができる。

(a) 当該商標に関する手続が高等裁判所又は地方裁判所に係属しているときは、申請は、高等裁判所又は地方裁判所に対してしなければならない。

(b) その他の場合において、登録官に対して申請がされたときは、登録官は、手続の如何なる段階でも当該申請を高等裁判所又は地方裁判所に付託することができる。

(5) 不誠実に商標が登録されたときは、登録官は、高等裁判所又は地方裁判所に対して、登録の無効の宣言を申請することができる。

(6) 商標の登録に係る商品又はサービスの一部のみについて無効理由が存在するときは、当該商標は、それらの商品又はサービスのみに関して無効を宣言される。

(7) 商標登録が何らかの範囲において無効を宣言されたときは、登録は、その範囲においてなされなかったものとみなす。ただし、本規定は、過去の終了した取引に影響を及ぼすものではない。

第81条 黙認の効果

(1) 先の商標又はその他の先の権利の所有者が、パキスタンにおける登録商標の使用を、その使用を知りながら、登録日から継続して5年の期間黙認していたときは、当該先の商標又はその他の権利を基礎として次のことをする権原は消滅する。

(a) 後の商標の登録が無効である旨の宣言を申請すること、又は

(b) 後の商標の使用に係る商品又はサービスに関する後の商標の使用に異議を申し立てること

ただし、後の商標の登録が不誠実に出願され、又は使用された場合は、この限りでない。

(2) (1)が適用されるときは、後の商標の所有者は、先の商標又は権利を自己の後の商標に対して行使することが最早できないにも拘らず、先の商標の使用又は場合により先の権利の利用に異議を申し立てる権原を有さない。

第82条 団体標章

(1) 団体標章は、標章の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから区別する標章とする。

(2) 本法の規定は、第1附則の規定に従うことを条件として、団体標章に対して適用する。

第83条 証明標章

(1) 証明標章は、その使用に関連する商品又はサービスが、原産地、商品の製造若しくはサ

ービスの実施の態様，品質，精度又はその他の特徴について標章の所有者により証明されていることを表示する標章とする。

(2) 本法の規定は，第2附則の規定に従うことを条件として，証明標章に対して適用する。

第84条 ドメイン名

(1) ドメイン名は，インターネットアドレスの利用しやすい代替物である標章とする。

(2) 本法の規定は，第3附則の規定に従うことを条件として，ドメイン名に対して適用する。

第X章 パリ条約

第85条 「パリ条約」及び「条約国」の意味

(a) 「パリ条約」とは、1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約であって、随時改定又は改正されたものを意味する。

(b) 「条約国」とは、パキスタン以外のパリ条約の加盟国である国を意味する。

第86条 周知商標の保護

(1) 本法における周知商標として保護を受けることができる商標への言及は、パリ条約に基づいてそのような権原が付与され、かつ、パキスタンにおいて次の者の標章として周知である標章への言及であるものとする。

(a) 条約国の国民である者、又は

(b) 条約国において居住し、又は真正かつ現実の工業上若しくは商業上の営業所を有する者

その者がパキスタンにおいて事業を営んでいるか否か又は営業権を有するか否かを問わない。また、当該標章の所有者への言及は、この趣旨に従って解釈するものとする。

(2) 本法の適用上、裁定機関は、商標が周知であるか否かを判断するに当たって、パキスタンにおける登録又は商標を用いた商品若しくはサービスの販売の形態による実際の使用を要求する必要なしに、商標の周知状態を確定するための関連基準として次の要素を検討しなければならない。すなわち、

(i) パキスタン又は世界における商標の認知度

(ii) 商標の固有の又は獲得した識別性の度合

(iii) パキスタン又は世界における商標の使用及び広告の継続期間

(iv) パキスタン又は世界における商標に起因する商業的価値

(v) パキスタン又は世界における商標の使用及び広告の地理的範囲

(vi) パキスタン又は世界における商標が獲得した品質及び印象、及び

(vii) パキスタン又は世界における商標により達成された使用及び登録の排他性並びに同一又は類似の商品及びサービスに関して有効に登録されている又は使用されている同一であるか又は欺瞞的に類似する第三者の商標の有無

(3) パリ条約に基づいて周知商標として保護を受けることができる商標の所有者は、次のときは、商標又はその本質的部分が周知商標と同一であるか又は欺瞞的に類似する商標をパキスタンにおいて使用することを差止命令により制限する権原を有する。

(a) 同一又は類似の商品又はサービスに関して使用する場合において、その使用が混同を生じさせる虞があるとき、又は

(b) かかる使用が周知商標の識別的性質の希釈化を生じさせるとき

(4) (3)に基づいて与えられる権利は、第81条の規定に従うことを条件とする。また、同項の如何なる規定も、本法施行前に開始された商標の善意の使用の継続には一切影響を及ぼさない。

第87条 条約国の記章

(1) 条約国の旗章からなり、又はそれを含む商標は、当該国の管轄当局の認可なしには登録

されない。ただし、提案された方法による当該旗章の使用が当該認可なしに許可されると登録官が認める場合は、この限りでない。

(2) パリ条約に基づいて保護されている条約国の紋章又はその他の記章からなり、又はそれを含む商標は、当該国の管轄当局の認可なしには登録されない。

(3) 条約国が採用する監督用及び証明用の公の標章又は印章からなり、又はそれを含む商標は、当該標章又は印章がパリ条約に基づいて保護されているときは、関係国の管轄当局の認可なしには、その監督及び証明に係る商品又はサービスと同一又は類似の種類の商品又はサービスに関して登録されない。

(4) 国の旗章及びその他の記章並びに公の標章又は印章に関する本条の規定は、紋章学上当該旗章又はその他の記章、標章若しくは印章を模倣するものに対しても同様に適用する。

(5) 本条の如何なる規定も、ある国の記章又は公の標章若しくは印章が他国のものと類似しているにも拘らず、それを使用することを認可された当該国の国民の出願があったときは、商標登録を一切妨げるものではない。

(6) 本条によって商標登録のために条約国の管轄当局の認可が必要であり、又は必要となるときは、当該当局は、その認可なしにパキスタンにおいて当該商標を使用することを差止命令により制限する権原を有する。

第88条 一定の国際機関の記章

(1) パリ条約に基づいて保護されている記章、略称又は名称からなり、又はそれを含む商標は、関係国際機関の認可なしには登録されない。ただし、提案された方法による当該記章、略称又は名称の使用が次に該当すると登録官が認める場合は、この限りでない。

(a) 当該機関と商標との間に関係があると公衆に示唆するようなものでないこと、又は

(b) 使用者と当該機関との間の関係の程度に関して公衆を誤認させる虞がないこと

(2) 国際機関の記章に関する本条の規定は、紋章学上当該記章を模倣するものに対しても同様に適用する。

(3) 本条に基づいて商標登録のために国際機関の認可が必要であり、又は必要となるときは、当該機関は、その認可なしにパキスタンにおいて当該商標を使用することを差止命令により制限する権原を有する。

(4) 本条の如何なる規定も、本法施行前に当該商標の公正な使用を開始した者の権利には一切影響を及ぼさない。

第89条 パリ条約第6条の3に基づく通知

(1) 第87条の適用上、条約国の記章(国の旗章以外)並びに公の標章及び印章は、次のとき又はその範囲においてのみ、パリ条約に基づいて保護されているものとみなす。

(a) 当該国がパリ条約第6条の3(3)に従って当該記章、標章又は印章の保護を希望する旨をパキスタンに通知しており、

(b) 当該通知が引き続き有効であり、かつ、

(c) パキスタンがパリ条約第6条の3(4)に従ってそれに異議を申し立てていないか又は当該異議申立が取り下げられているとき

(2) 第88条の適用上、国際機関の記章、略称及び名称は、次のとき又はその範囲においてのみ、パリ条約に基づいて保護されているものとみなす。

- (a) 当該機関がパリ条約第6条の3(3)に従って当該記章、略称及び名称の保護を希望する旨をパキスタンに通知しており、
 - (b) 当該通知が引き続き有効であり、かつ、
 - (c) パキスタンがパリ条約第6条の3(4)に従ってそれに異議を申し立てていないか又は当該異議申立が取り下げられているとき
- (3) パリ条約第6条の3(3)に基づく通知は、当該通知の受領後2月を超えてされた登録出願に関してのみ効力を有する。
- (4) 登録官は、次のものの一覧を保管し、かつ、すべての合理的な時間に無償で公衆の閲覧に供さなければならない。
- (a) 国の記章及び公の標章又は印章、及び
 - (b) 国際機関の記章、略称及び名称
- であって、パリ条約第6条の3(3)に基づく通知によって、パリ条約に基づいて現に保護されているもの

第90条 代理人又は代表者の行為

- (1) 輸入者又は条約国において商標の所有者である者の代理人(第128条に基づく代理人でない)若しくは代表者である者が商標登録出願をした場合において、
- (a) 所有者が当該出願に異議を申し立てたときは、登録は拒絶され、又は
 - (b) 当該出願がそのように異議を申し立てられずに認められたときは、所有者は、次のことをすることができる。
 - (i) 登録の無効の宣言を申請すること、又は
 - (ii) 自己の名称を代わりに登録商標の所有者とするように登録簿の更正を申請すること
- (2) 所有者は、本法により与えられる登録商標に関する権利にも拘らず、所有者が許諾していないパキスタンにおける商標の使用を差止命令により制限することができる。
- (3) (1)又は(2)の規定は、当該代理人又は代表者が自己の行為を正当化したとき又はその範囲においては、適用しない。
- (4) (1)(a)又は(b)に基づく申請は、所有者が当該登録を知ってから3年以内に行わなければならない。また、(2)に基づく差止命令は、所有者が継続して3年以上の期間黙認していた使用については一切出されない。

第91条 標章が適用される商品又はサービスの性質

本法に基づく商標登録の目的では、商標が適用される商品又はサービスの性質は、如何なる場合にも当該商標の登録の妨げとはならない。

第92条 商号

商号は、それが商標の一部を構成するか否かを問わず、本法に基づく出願又は登録の義務なしに保護される。

第XI章 織物についての特別規定

第93条 織物

連邦政府は、本章で「織物」という商品の類を定め、それに関して使用される商標に対して本章の規定を適用する。また、前記規定に従うことを条件として、本法の他の規定は、他の商品の類に関して使用される商標に対して適用するのと同様に当該商標に対しても適用する。

第94条 織物の登録に対する制限

- (1) 反物である織物については、
 - (a) 織端のみからなる標章は、商標として登録することができない。
 - (b) 織端は、識別に適するものとはみなさない。
 - (c) 商標登録は、織端を使用する排他権を与えるものではない。
- (2) 織物については、文字若しくは数字又はそれらの結合の登録は、所定の条件及び制限に従うことを条件とする。

第95条 諮問委員会

- (1) 本章の適用上、連邦政府は、織物取引の慣習に精通している者からなる1又は2以上の諮問委員会を所定の方法により設立することができる。
- (2) 登録官は、織物についての商標登録出願時に発生する織物取引に特有の状況に関して、当該諮問委員会に諮問しなければならない。
- (3) 当該諮問委員会の開催場所及び業務については、所定の通りにこれを決定する。

第XII章 登録簿の更正及び訂正

第96条 登録簿の更正又は訂正

- (1) 十分な利害関係を有する者は、登録簿における誤記又は脱漏の更正を申請することができる。ただし、商標登録の有効性に影響を及ぼす事項については、更正申請をすることはできない。
- (2) 更正申請は、次の場合を除き、登録官に対してすることができる。
 - (a) 当該商標に関する手続が高等裁判所又は地方裁判所に係属しているときは、申請は、高等裁判所又は地方裁判所に対してしなければならない。
 - (b) 登録官に対して申請がされたときは、登録官は、手続の如何なる段階でも当該申請を高等裁判所又は地方裁判所に付託することができる。
- (3) 登録官又は高等裁判所若しくは地方裁判所の別段の指示がある場合を除き、登録簿の更正の効果は、当該誤記又は脱漏がなされなかったものとみなすこととする。
- (4) 登録官は、登録商標の所有者又は実施権者から所定の方法により申請があったときは、登録簿に登録されたその者の名称又は住所の変更を登録することができる。

第97条 登録事項の新分類への適合

- (1) 登録官は、必要と認めるときは、商標登録のための商品又はサービスの分類の訂正又は代替を所定の通りに実行することができる。
- (2) 登録簿の既存の登録事項は、新分類を登録するために所定の通りに訂正することができる。
- (3) (2)及び(3)にいう訂正の権限は、登録により与えられた権利を拡張するように行使してはならない。ただし、この要件の遵守が過度の複雑性を伴い、かつ、拡張が実質的なものでなく、如何なる者の権利にも悪影響を及ぼさないと登録官が認める場合を除く。
- (4) 登録官は、次のことをすることができる。
 - (a) 登録商標の所有者に対して、所定の期間内に、登録簿の訂正の提案を提出すべき旨を請求すること、及び
 - (b) 所有者がそれを怠ったときは、商標登録の更新を取り消し、又は拒絶すること
- (5) (4)にいう提案については、所定の方法により公告しなければならない、かつ、所定の方法により異議を申し立てることができる。

第XIII章 違反、罰則及び手続

第98条 取引表示の適用の意味

- (1) 次の者は、商品又はサービスに取引表示を適用するものとみなす。
- (a) 商品自体に取引表示を適用するか又は商品若しくはサービスに関してそれを使用する者
 - (b) 商品が販売され、販売のために陳列され、又は販売のため又は取引若しくは製造の目的で所持される際の包装に取引表示を適用する者
 - (c) 販売され、販売のために陳列され、又は販売のため又は取引若しくは製造の目的で所持される商品を、取引表示が適用されている包装又はその他の物体に入れ、包み、又は添付する者
 - (d) 取引表示を、その使用に関連する商品又はサービスが当該取引表示により指定され、又は説明されていると当然信じさせる虞がある方法により使用する者、又は
 - (e) 商品又はサービスに関して、標識、広告、送り状、商品目録、営業書簡、価格表又はその他の商業書類に取引表示を使用する者であり、かつ、そのように使用された取引表示を参照してなされた請求又は注文に従って、人に商品が引き渡され、又はサービスが提供される場合
- (2) 取引表示は、それが商品又は包装若しくはその他の物体に織り込まれているか、刻印されているか、その他の方法で細工されているか、又は添付若しくは貼付されているかを問わず、商品に適用されているものとみなす。

第99条 虚偽の取引表示の適用等に対する罰則

何人も

- (a) 商品又はサービスに虚偽の取引表示を適用したとき
 - (b) 第126条に基づいて商品が製造若しくは生産された国若しくは場所又は製造者若しくは商品製造の注文者の名称及び住所の表示の適用を請求された商品に、当該国、場所、名称又は住所の虚偽の表示を適用したとき
 - (c) 第126条に基づいて原産地表示の適用を請求された商品に適用された原産地表示を改ざん、変更又は削除したとき、又は
 - (d) 前述の何れかの事柄をさせたときは、
- その者が詐欺の意思なしに行為したことを立証しない限り、何れかの種類の3月以上2年以下の期間の拘禁若しくは50,000ルピー以上の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第100条 再犯以上の累犯に対する加重罰則

何人も第99条に基づく罪について既に有罪の判決を受けた者が当該罪について再度有罪の判決を受けたときは、再犯及び各累犯について、何れかの種類の6月以上3年以下の期間の拘禁若しくは100,000ルピー以上の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第101条 登録簿への虚偽登録に対する罰則

何人も登録簿に虚偽の登録をし、若しくはさせたとき、登録簿の登録事項の謄本であると詐称する書面を作成し、若しくは作成させたとき又は当該登録事項若しくは書面が虚偽である

ことを知りながらそれを証拠として提出若しくは提供し、又は提出若しくは提供させたときは、その者は、3月以上2年以下の期間の拘禁若しくは50,000ルピー以上の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第102条 商標が登録されている旨の虚偽表示に対する罰則

- (1) 何人も次の表示をしてはならない。
 - (a) 登録商標でない標章に関して、それが登録商標である旨の表示
 - (b) 商標として別個に登録されている部分でない登録商標の一部に関して、それが商標として別個に登録されている旨の表示
 - (c) 登録商標が、実際には登録されていない商品又はサービスについて登録されている旨の表示、又は
 - (d) 登録簿に登録された制限にかんがみて商標登録が商標を使用する排他権を実際には与えない何らかの状況において、商標登録が当該権利を与える旨の表示
- (2) 何人も(1)の規定の何れかに違反したときは、その者は、1月以上6月以下の期間の拘禁若しくは20,000ルピー以上の罰金に処し、又はこれらを併科する。
- (3) 本条の適用上、パキスタンにおいて商標に関して「登録済み」という語又は明示的か若しくは黙示的かを問わず、登録に言及するその他の表現を使用することは、次の場合を除き、登録簿の登録への言及を意味するものとみなす。
 - (a) 当該語又は他の表現が、当該語又は他の表現を表す文字と少なくとも同じ大きさの文字で表されたその他の語であって、パキスタン以外の国でありその法律に基づいて言及した登録が実際に有効である国の法律に基づく商標としての登録への言及であることを表示するものに直接関連して使用されている場合
 - (b) 当該他の表現が、それ自体で、(a)にいう登録への言及であることを表示するようなものである場合、又は
 - (c) 当該語が、パキスタン以外の国の法律に基づいて商標として登録された標章に関して、かつ、当該国に輸出される商品又はサービスのみに関して使用されている場合。
- (4) 登録官は、職権により又は登録官に対して書面で告発があったときは、(1)(a)から(d)までの規定の何れかに違反していると申し立てられている者に対して、何故その者に対して措置をとるべきでないかに関する理由を示すよう請求することができる。
ただし、登録官の権限は、(2)に規定する罰金を課すこと、係属しているときは商標登録出願を拒絶すること、商標が登録されているときは登録を無効とすること又は場合によりそれらの組合せに限定される。

第103条 政府の紋章及び国の記章の使用制限

- 何人も、正当な権限なしに、何らかの取引、事業又は職業に関連して、
- (a) パキスタンの旗章を誤認させる方法により使用したとき
 - (b) 政府の紋章又は欺瞞する虞がある程にそれと酷似する紋章を、その者が当該政府の紋章をそのように使用することを適法に認可されていると信じさせる虞がある方法により使用したとき
 - (c) Quaid-i-Azam Mohammad Ali Jinnah若しくはAllama Dr. Mohammad Iqbalの名称、称号及び肖像若しくはその変形又は何らかの図案、記章若しくは称号を、その者が連邦政府若しく

は州政府又は当該政府の部局に雇用され、商品を提供し、又は関係があると信じさせる虞がある方法により使用したとき、又は

(d) 国際連合若しくは国際連合により設立された補助機関、世界保健機関、世界知的所有権機関又は世界貿易機関の記章、公の印章及び名称又は略称を、その者がこれらの機関の管轄当局から当該記章、印章又は名称を使用することを適法に認可されていると信じさせる虞がある方法により使用したときは、

その者については、登録官又は当該紋章、図案、記章又は称号を使用することを認可された者の訴訟において、それを引き続きそのように使用することを差止命令により制限することができる。

ただし、本条の如何なる規定も、当該紋章、図案、記章又は称号を含む商標の所有者が当該商標を引き続き使用する権利(ある場合)に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第104条 会社による違反

(1) 本法に基づく違反行為をした者が会社であるときは、当該会社及び当該違反行為の時点で会社の業務の遂行を担当し、かつ、それについて会社に対して責任を負う各人は、当該違反について有罪とみなされ、それに応じて訴追及び処罰を受ける。

ただし、本項の如何なる規定も、自己の不知の間に当該違反がされたこと又は当該違反行為を防止するための相当の注意をすべて払ったことを立証したときは、その何れの者をも一切処罰するものではない。

(2) (1)の如何なる規定にも拘らず、会社が違反行為をした場合において、当該違反が会社の取締役、管理職、秘書若しくはその他の幹部の同意若しくは黙認を得てされたこと又は当該違反行為がそれらの者の何らかの怠慢に起因することが立証されたときは、当該取締役、管理職、秘書又はその他の幹部もまた、当該違反について有罪とみなされ、それに応じて訴追及び処罰を受ける。

説明

本条の適用上、

(a) 「会社」とは、何らかの法人を意味し、パートナーシップ、企業又は他の個人からなる団体を含む。

(b) 企業に関して「取締役」とは、当該企業のパートナーを意味する。

第105条 違反に対する補償を裁定する権限

(1) 本法に基づく告訴において、高等裁判所又は地方裁判所は、罰金を宣告するときは、課された罰金の50パーセントを超えないが当事者が被った損失に見合う額を、権利を侵害された者又はその者の相続人若しくは法定代理人に対して補償として支払うべき旨を指示することができる。

(2) (1)に基づく何人かに対する補償の支払は、同一事項に関して高等裁判所又は地方裁判所に提起された又は係属している訴訟又はその他の手続におけるその者の請求権を害するものではない。

第106条 パキスタン国外における行為をパキスタンにおいて教唆した場合の処罰

パキスタン国内にいる者が、パキスタンにおいてなされれば本法に基づいて罪となる筈の何らかの行為をパキスタン国外であることを教唆したときは、その者は、パキスタン国内のその者が発見された場所において当該教唆について審理され、かつ、その者自身が当該場所においてその者が教唆した行為をした場合に受ける筈の処罰を受ける。

第107条 事業所が商標登録局と関係がある旨の不当記載に対する罰則

何人もその者の事業所又はその者の発行した何らかの書類等にその者の事業所が商標登録局であり、又は商標登録局と公式的関係を有すると当然信じさせる語を使用したときは、その者は有罪とし、2年以下の期間の拘禁若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。

第XIV章 雑則及び一般規定

第108条 様式の使用を請求する登録官権限

- (1) 登録官は、商標登録又は本法に基づく登録官に対する他の手続に関する目的で、登録官が指示する様式の使用を請求することができる。
- (2) 様式及びその使用に関する登録官の指示は、所定の方法により告示しなければならない。

第109条 出願及び登録商標に関する情報

- (1) 商標登録出願の公告後に、登録官は、請求により、所定の制限に従うことを条件として、出願又はその結果としての登録商標に関して、請求書に指定された情報を請求人に提供し、かつ、請求書に指定された書類をその者が閲覧することを許可しなければならない。
 - (2) (1)に基づく請求は、所定の方法により所定の手数料を添えてしなければならない。
 - (3) 商標登録出願の公告前には、出願を構成し、又はそれに関連する書類又は情報は、次の場合を除き、登録官がこれを公開してはならず、又は何人かに通知してはならない。
 - (a) 所定の場合及び所定の範囲における場合、又は
 - (b) 出願人の同意がある場合
- ただし、(4)の規定に従うことを条件とする。
- (4) 何人かが、商標登録出願がされ、かつ、出願人が、当該出願が認められれば、当該出願の公告後になされた行為についてその者に対して訴訟手続を提起することになる旨の通知を受けたときは、その者は、当該出願が公告されていないにも拘らず、(1)に基づく請求をすることができ、同項を準用する。

第110条 費用、費用に対する担保及び罰金

- (1) 本法に基づく登録官に対する手続において、次のことをする権限を登録官に付与する規定を規則により定めることができる。
 - (a) 当事者に対して登録官が合理的と認める費用を裁定すること
 - (b) 登録官が合理的と認める罰金を課すこと、及び
 - (c) 費用又は罰金を支払うべき方法及び当事者を指示すること
- (2) 登録官の当該命令は、民事裁判所の判決と同様に執行することができる。
- (3) 所定の場合において、登録官に対する手続の当事者に対して、それらの手続又は審判請求の手続に関する費用に対する担保の提供を請求する権限を登録官に付与する規定及び担保の提供がない場合の結果に関する規定を規則により定めることができる。

第111条 登録官に対する手続

- (1) 本法に基づく登録官に対するすべての手続において、
 - (a) 登録官は、証拠を受領し、宣誓を執行し、証人の出頭を強制し、書類の開示及び提出を強制し、証人尋問の囑託書を発行し、並びに有効性が争われたことの証明書を交付する目的で、民事裁判所の全権限を有する。
 - (b) 証拠は宣誓供述書により提出する。ただし、登録官は、適切と認めるときは、かかる宣誓供述書による証拠の代わりに又はそれに加えて口頭証拠を採用することができる。
- (2) 登録官は、所定の期間内に書面でその旨の請求があったときは、登録官の面前に適切に

出頭した当事者に対して聴聞を受ける機会を与えることなく、本法又は本法に基づいて制定された規則により自己に付与された何らかの権限を、当該当事者に不利に行使してはならない。

第112条 争われた登録の有効性の証明書

法的手続において、商標登録の有効性が争われ、かつ、商標の所有者に有利な決定が下されたときは、裁定機関は、その旨の証明書を交付することができる。当該証明書が交付されたときは、前記有効性が争われた後続の法的手続において、前記所有者は、自己に有利な最終命令又は判決を受けたときは、前記最終命令又は判決に十分な理由による別段の指示がない限り、自己の全経費、手数料及び弁護士と依頼人との間の経費を得る権原を有する。

第113条 登録簿に係る訴訟手続への登録官の出頭

(1) 裁判所に対するすべての手続であって、

- (a) 商標登録の取消
- (b) 商標登録の無効の宣言、又は
- (c) 登録簿の更正

の申請に係るものにおいて、登録官は、出頭し、聴聞を受けることができ、かつ、高等裁判所がその旨を指示するときは出頭しなければならない。

(2) 高等裁判所の別段の指示がない限り、登録官は、出頭する代わりに、登録官が署名した陳述書であって次の事項の明細を示すものを高等裁判所に提出することができる。

- (a) 争点事項に関する登録官に対する手続
- (b) それに影響を及ぼす登録官が下した決定の理由
- (c) 同様の事件における商標登録局の慣行、又は
- (d) 争点に関連し、かつ、登録官として自己の知る範囲内で登録官が適切と認める事項

また、当該陳述書は、手続における証拠の一部を構成するものとみなす。

(3) 本条に基づいて登録官がすることを授権されているか若しくは授権される場合があり、又は必要とする如何なる事項も、登録官の代理として登録官から適法に授権された職員がこれを行うことができる。

第114条 登録官の決定に対する審判請求

(1) 本法に別段の明示規定がある場合を除き、本法又は本法に基づいて制定された規則に基づく登録官の決定に対しては、所定の期間内に、裁判管轄権を有する高等裁判所に審判請求をすることができる。

ただし、当該商標に関する訴訟又はその他の手続が高等裁判所又は地方裁判所に係属しているときは、審判請求は、当該高等裁判所又は場合により当該地方裁判所がその管轄区域内に所在する高等裁判所にしなければならない。

(2) 第21条、第22条又は第28条に基づく登録官の決定に対する登録出願人による審判請求において、高等裁判所の明示的許可がある場合を除き、登録官又は審判請求に異議を申し立てる者は、前記決定に記録された又は場合により登録官に対する手続において当事者が提示した理由以外の理由を提示することはできない。かかる追加の理由が提示されたときは、登録出願人は、所定の方法により通知をして、登録官又は自己の出願に異議を申し立てる者の費

用を支払う責任を負うことなく、自己の出願を取り下げることができる。

(3) 本法及び本法に基づいて制定された規則の規定に従うことを条件として、1908年民事訴訟法(1908年法律第V号)の規定は、本法に基づく高等裁判所又は地方裁判所に対する審判請求に対しても適用する。

第115条 連邦政府に対する手続

本法に基づく連邦政府に対するすべての手続において、証拠は宣誓供述書により提出する。ただし、連邦政府は、適切と認めるときは、かかる宣誓供述書による証拠の代わりに又はそれに加えて口頭証拠を採用することができ、かつ、その目的で第111条(a)にいう民事裁判所の全権限を有する。

第116条 高等裁判所、地方裁判所又は登録官に対して申請する選択権がある一定の場合の手続

本法に基づいて、申請人が、高等裁判所若しくは地方裁判所又は登録官の何れかに対して申請をする選択権を有する場合において、

(a) 当該商標に関する訴訟又は手続が高等裁判所又は地方裁判所に係属しているときは、申請は、高等裁判所又は場合により地方裁判所に対してしなければならない。

(b) その他の場合において、登録官に対して申請がされたときは、登録官は、手続の如何なる段階でも当該申請を高等裁判所又は地方裁判所に付託することができる。

第117条 地方裁判所に提起すべき侵害訴訟

商標侵害訴訟又はその他商標に対する何らかの権利に関する訴訟は、訴訟を審理する裁判管轄権を有する地方裁判所よりも下級の裁判所には一切提起することができない。

第118条 高等裁判所又は地方裁判所に対する手続における登録官の費用

本法に基づく高等裁判所又は地方裁判所に対するすべての手続において、登録官の費用は、高等裁判所又は場合により地方裁判所の裁量によるものとするが、登録官は、当事者の費用を支払うべき旨を命令されることはない。

第119条 商標の使用の立証責任

本法に基づく民事訴訟手続において、登録商標の使用に関して疑義が発生したときは、所有者が、それについて如何なる使用がなされたかを示すものとする。

第120条 公務員である一定の者

本法に基づいて任命された各人は、1860年パキスタン刑法(1860年法律第XLV号)第21条の趣旨に該当する公務員であるものとみなす。

第121条 公衆の閲覧に供する書類

(1) 本法に別段の規定がある場合を除き、

(a) 登録簿及び登録簿の何らかの登録事項の根拠となる書類

(b) 商標登録に対する各異議申立書、登録官に対する更正申請書、それに対する意見書及び

登録官に対する手続において当事者が提出した宣誓供述書又は書類

(c) 登録官が公報告示により指定するその他の書類は、所定の条件に従うことを条件として、商標登録局において公衆の閲覧に供する。

(2) 何人も、登録官に対して申請をし、かつ、所定の手数料を納付したときは、登録簿の何らかの登録事項又は(1)にいう何らかの書類の認証謄本を取得することができる。

第122条 本法に基づく手続の当事者の死亡

本法に基づく手続であって高等裁判所又は地方裁判所に対する手続でないものの当事者である者が当該手続の係属中に死亡したときは、登録官は、請求により、かつ、登録官の納得する死亡者の利益の移転の証拠に基づいて、当該手続において利益承継人に死亡者を代理させることができ、又は死亡者の利益が生存当事者により十分に代表されると登録官が認めるときは、利益承継人に代理させることなく当該手続を継続することを許可することができる。

第123条 期間延長

(1) 登録官に対して所定の方法により所定の手数料を添えて申請があった場合において、何らかの行為をする期間であって本法に明示規定がある期間でないものを延長する十分な理由があることを登録官が納得するときは、そのように指定された期間が満了しているか否かを問わず、登録官は、自己が課すことを適切と認める条件に従うことを条件として、当該期間を延長し、かつ、それに応じて当事者に通知することができる。

(2) (1)の如何なる規定も、登録官に対して、期間延長申請を処理する前に全当事者を聴聞すべき旨を請求するものとみなしてはならない。また、本条に基づく登録官の命令に対しては、一切審判請求をすることができない。

第124条 登録簿等の提出を強制されない登録官及びその他の職員

登録官又は商標登録局職員は、自己が当事者でない如何なる法的手続においても、本法に基づいて交付される認証謄本の提出により内容を証明することができる登録簿若しくはその他の書類であって自己の保管中のものの提出又はそれに登録された事項を証言する証人としての出頭を強制されない。ただし、特別の場合に発せられた高等裁判所又は地方裁判所の命令による場合は、この限りでない。

第125条 商品に原産地表示をすべき旨を請求する権限

(1) 連邦政府は、官報告示により、当該告示に規定する種類の商品であって、パキスタンの領域外で製造若しくは生産され、かつ、パキスタンに輸入されるもの又はパキスタンの領域内で製造若しくは生産されるものについて、その公布から3月以上の当該告示により指定する日から、商品が製造又は生産された国又は場所並びに製造者又は商品製造の注文者の名称及び住所の表示を適用すべき旨を請求することができる。

(2) (1)に基づく告示は、当該表示を適用すべき方法、すなわち、商品自体に適用すべきか又はその他の方法によるか及び当該表示の存在が必要である時期又は場合、すなわち、輸入時にのみ必要か又は卸売によるか、小売によるか若しくはその両方かを問わず、販売時にも必要かを規定することができる。

(3) 1897年一般條款法(1897年第X号)第23条の規定は、先の公示の条件に従う規則又は細則の制定に対して適用するのと同様に、(1)に基づく告示の公布に対しても適用する。

(4) (1)に基づく告示は、パキスタンの領域外で製造若しくは生産され、かつ、パキスタンに輸入される商品について、輸入の時点で、パキスタンにおいて積替後か若しくはパキスタンを通過後か又はその他かを問わず、輸出される予定であることを関税徴収官が納得するとき、それらの商品に対しては適用しない。

第126条 送達宛先

(1) 本法に基づく手続における各申請人又は異議申立人であつて、パキスタン国内で居住せず、又は事業を営んでいない者は、パキスタンにおける送達宛先を届け出なければならず、かかる宛先は、当該手続に関連するすべての目的で、その者の実際の宛先として取り扱うことができる。

(2) 送達宛先は、申請人又は異議申立人の宛先であるものとみなし、申請又は異議申立に関するすべての書類は、申請人又は場合により異議申立人の送達宛先に配達し、又は当該宛先に書留郵便により送付することによって、送達することができる。

第127条 商標代理人

(1) 本法により又は本法に基づいて、宣誓供述書の作成以外の何らかの行為を何人かにさせることを必要とするときは、当該行為については、所定の条件に従うことを条件として、その者自身の代わりに、商標登録局に所定の方法により商標代理人として登録されている適法に委任された代理人がこれを行うことができる。

(2) 連邦政府は、官報告示により、商標代理人の資格、登録及び行為を規定する規則を制定することができる。

第128条 手数料

(1) 本法に基づく出願及び登録並びにその他の事項については、所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 次の事項に関する規定を規則により定めることができる。

- (a) 2以上の事項についての単一の手数料の納付、及び
- (b) 手数料が払戻又は免除される状況(ある場合)

第129条 拘束を受ける連邦政府及び州政府

本法の規定は、連邦政府及び州政府を拘束する。

第130条 他の政府と相互協定を締結する権限

1994年知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第3条及び第4条の規定を害することなく、連邦政府は、官報告示により、本法の適用上、他の政府と相互協定を締結することができる。

第131条 規則を制定する高等裁判所権限

高等裁判所は、同所に対する本法に基づくすべての訴訟に係る行為及び手続に関して、本法の規定と適合する規則を制定することができる。

第132条 規則を制定する連邦政府権限

(1) 連邦政府は、先の公示の条件に従うことを条件として、官報告示により、本法の目的を達成するための規則を制定することができる。

(2) 具体的に、かつ、前記権限の一般性を害することなく、かかる規則は、次の事項の全部又は一部について規定することができる。すなわち、

(i) 第10条(1)に基づく登録簿に含めるべき事項

(ii) 第10条(5)に基づく登録簿を公衆の閲覧に供する際に付される条件及び制限

(iii) 第12条(1)に基づく商品及びサービスの国際分類に従う商品及びサービスの分類

(iv) 第12条(2)に基づく商品及びサービスの分類のアルファベット順索引の公開

(v) 第16条に基づく登録官がある語を国際一般名として告示することができる方法

(vi) 第22条(1)に基づく商標登録出願の方法

(vii) 第25条(2)(b)に基づく条約出願をする方法及び期間

(viii) 第25条(7)に基づく条約出願を基礎として優先権を主張する方法に係る事項

(ix) 第26条(4)に基づく博覧会における商品又はサービスについての仮保護の付与の条件

(x) 第28条(2)に基づく第28条(1)に基づいて公告又は再公告された登録出願に対して登録官に異議を申し立てる方法及び当該申請について納付を要する手数料、第28条(2)に基づく期間延長申請の方法及び当該申請について納付を要する手数料

(xi) 第28条(4)に基づく申立書の写しを出願人に送達する方法、期間延長申請の方法及び当該申請について納付を要する手数料、理由の意見書を送付する方法及び当該申請について納付を要する手数料

(xii) 第28条(5)に基づく意見書の写しを異議申立人に送達する方法、期間延長申請の方法及び当該申請について納付を要する手数料、弁駁書を登録官に送付する方法

(xiii) 第28条(6)に基づく弁駁書の写しを出願人に送付する方法

(xiv) 第28条(7)に基づく証拠を提出する方法及び当該証拠の提出期限

(xv) 第28条(9)に基づく異議申立書、意見書又は弁駁書における何らかの誤記の訂正又はその何らかの補正を許可する方法

(xvi) 第30条(b)(i)に基づく登録官に通知する方法

(xvii) 第33条(1)に基づく出願を登録すべき期間

(xviii) 第33条(2)に基づく納付を要する手数料及び当該手数料を納付すべき期間

(xix) 第33条(4)に基づく登録を公告する方法及び登録証の様式

(xx) 第33条(5)に基づく通知の方法

(xxi) 第35条(2)に基づく登録を更新することができる満了日を登録商標の所有者に通知する方法

(xxii) 第35条(3)に基づく追加の更新手数料を納付すべき付加期間

(xxiii) 第35条(6)に基づく登録簿から抹消された登録を回復する方法及び条件

(xxiv) 第37条(3)に基づく変更の公告及びそれにより影響を受けると主張する者による異議申立に係る事項

(xxv) 第38条(2)に基づく放棄の方法及び効果並びに登録商標に対する権利を有する他の者の利益を保護することに係る事項

(xxvi) 第59条(2)(a)に基づく申立人が関税徴収官への書面による通知により商品の解放に

同意する期間

- (xxvii) 第70条(1)及び(3)に基づく登録簿に登録すべき取引の明細
- (xxviii) 第70条(4)及び(5)に規定する事項
- (xxix) 第72条(4)に基づく申請の方法及び当該申請について納付を要する手数料
- (xxx) 第93条に基づく商品の類
- (xxxi) 第94条(2)に基づく織物についての文字若しくは数字又はそれらの結合の登録が認められる際に付される条件及び制限
- (xxxii) 第95条(1)に基づく1又は2以上の諮問委員会を設立する方法並びに同条(3)に基づく当該委員会の開催場所及び業務に係る事項
- (xxxiii) 第96条(4)に基づく申請の方法
- (xxxiv) 第97条(1)に基づく商標登録のための商品又はサービスの分類の訂正又は代替を実行するのに必要と登録官が認める事柄をする権限を登録官に付与することに係る事項
- (xxxv) 第97条(4)(a)に基づく訂正の提案をすることができる期間
- (xxxvi) 第97条(5)に基づく異議申立の方法
- (xxxvii) 第108条(2)に基づく様式及びその使用に関する登録官の指示を告示する方法
- (xxxviii) 第109条(1)に基づく課される制限、申請の方法及び納付を要する手数料
- (xxxix) 第109条(3)に基づく商標登録出願、出願を構成し、又はそれに関連する書類又は情報を登録官が公開し、又は何人かに通知することができる場合及び範囲
- (xl) 第110条(1)の適用上の登録官への権限付与に係る事項
- (xli) 第110条(3)に基づく、登録官に対する手続の当事者に対して、それらの手続又は審判請求の手続に関する費用に対する担保の提供を請求する権限を登録官に付与することに係る事項及び担保の提供がない場合の結果に関する事項
- (xlii) 第114条(1)に基づく、本法又は本法に基づいて制定された規則に基づく登録官の決定に対して、裁判管轄権を有する高等裁判所又は地方裁判所に審判請求をすることができる期間
- (xliii) 第114条(2)に基づく通知の方法
- (xliv) 第121条(1)に基づく同項に掲げる書類を公衆の閲覧に供することができる条件
- (xlv) 第121条(2)に基づく認証謄本の取得について納付を要する手数料
- (xlvi) 第123条(1)に基づく申請の方法及びそれについて納付を要する手数料
- (xlvii) 第127条(1)に基づく適法に委任された代理人が宣誓供述書の作成以外の何らかの行為をすることができる条件
- (xlviii) 第127条(2)に基づく商標代理人の資格、登録及び行為に係る事項
- (xlix) 第128条(1)に基づく出願、登録及びその他の事項について納付を要する手数料
- (1) 第128条(2)に基づく2以上の事項についての単一の手数料の納付及び手数料が払戻又は免除される状況(ある場合)に係る事項
 - (li) 第1附則第5項(2)に基づく規約が満たす必要がある更なる要件の制定
 - (lii) 第2附則第6項(2)に基づく規約が満たす必要がある更なる要件の制定
 - (liii) 第3附則第2項(3)に基づくインターネットに関係するコンピューター関連サービスの識別及び分類の手順
 - (liv) 第4附則第2項(2)及び第9項(2)に基づく登録の手順の制定
 - (lv) 第4附則第11項(2)に基づく申請の方法及び当該申請について納付を要する手数料

- (lvi) 登録簿への追加情報の登録
- (lvii) 本法に基づく登録官による費用の裁定についての規制
- (lviii) 商標登録局の支局の設立に係る事項
- (lix) 本法に基づく登録官又は連邦政府に対する手続において、申請、通知及び事項の公告をすべき方法
- (lx) 本法により公告を要する期日又は期間に係る事項
- (lxi) 一般に商標登録局又はその支局の業務に係る事項及び本法により登録官又は連邦政府の裁量にゆだねられるすべての事柄を規制するための事項、及び
- (lxii) 定めることを必要とし、又は定めることができるその他の事項

第133条 経過規定

第4附則の規定は、1940年商標法(1940年第V号)に基づいて登録された商標の取扱並びに本法施行時に同法に基づいて係属している登録出願及びその他の手続を含む経過的事項に関して効力を有する。

第134条 廃止及び例外

- (1) 1940年商標法(1940年第V号)は、本法によって廃止する。
- (2) 本法施行時に存在する商標登録局及びその支局は、本法に基づいて設立されたものとして存続する。
- (3) 1940年商標法(1940年第V号)に基づいて設立された商標登録局に任命された登録官、その他の職員及びその他の者は、本法に基づいて設立された商標登録局に任命されたものとみなす。